

資料4

(独)日本学生支援機構(JASSO) 奨学金貸与事業の概要



文部科学省

MEXT

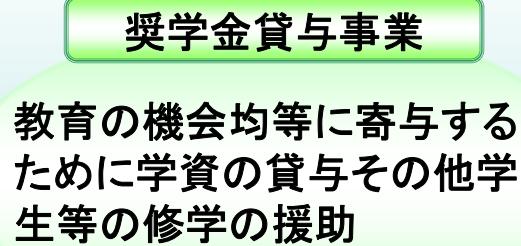
MINISTRY OF EDUCATION,
CULTURE, SPORTS,
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

高等教育局学生・留学生課
平成24年5月

I . 事業の概要	2
II . 奨学金の貸与について	12
III . 奨学金の返還について	27
IV . これまでの取組	38
V . 今後の課題	48

I . 事業の概要

我が国唯一の学生支援ナショナルセンターとして、国の施策と密接に連携しつつ、奨学金貸与事業、留学生支援事業及び学生生活支援事業を総合的に実施。



学生生活支援事業

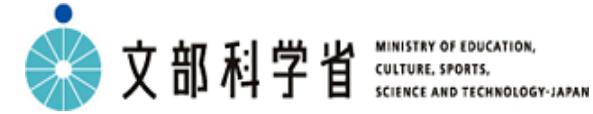
大学等が学生等に対して
行う修学、進路選択その
他の事項に関する相談及
び指導についての支援

留学生支援事業

留学生交流の推進を図る
ための事業

我が国の大学等において学ぶ学生等に対する適切な修学の環境を整備し、もって次代の社会を担う豊かな人間性
を備えた創造的な人材の育成に資するとともに、国際相互理解の増進に寄与。(日本学生支援機構法第3条)

奨学金貸与事業関係部署の概要



<平成24年4月現在>

奨学事業本部 (7)	奨学事業戦略室	(6)	奨学金事業部及び債権管理部の統括、奨学金貸与事業に係る将来計画の策定、予算案の調整、重要事項の企画立案、業務実施方法の改善、業務の進捗状況の管理 等
奨学金事業部 (124)	奨学総務課	(23)	奨学金の貸与及び回収に係る現行制度に基づく将来推計及び計数管理、奨学生採用実施計画の策定及び奨学生の採用数割当並びに推薦依頼、奨学金に係る債権の自己査定、奨学金貸与事業に関する調査研究 等
	学資貸与課	(39)	奨学生の採用、異動及び補導、奨学生に対する返還の指導(大学等の返還説明会の実施等)、学校に対する連絡及び指導、返還誓約書等の徵取、審査及び管理 等
	返還免除課	(8)	死亡又は精神若しくは身体の障害による奨学金の返還免除、教育又は研究の職に係る奨学金の返還免除、業績優秀者免除 等
	返還促進課	(22)	奨学金の返還請求等(債権管理部及び支部の所掌に属するものを除く。)、償却予定債権の選定、奨学金の返還に係る相談への対応、返還方法の変更、返還の指導、個人信用情報機関への個人信用情報の登録 等
	返還猶予課	(19)	奨学金の返還期限猶予及び減額返還 等
	奨学事務センター	(6)	住所、連帯保証人及び保証人等、返還者の基本情報に係る管理・調査、口座振替による返還、返還の完了に係る発送事務、在学猶予処理、奨学金の線上返還処理 等
	返還相談センター	(5)	奨学金の返還等に係る相談(電話によるもの) 等
債権管理部 (37)	法務課	(22)	法的処理の実施計画の策定及び進捗管理、法的処理の実施(支部の所掌に属するものを除く。)並びに支部が実施する法的処理の監督及び支部との連絡調整、債務整理、回収不能債権の償却、債権管理部が分掌する業務に関する調査研究 等
	機関保証業務課	(13)	機関保証制度の運用、代位弁済請求に係る要件具備 等
地方ブロック支部:全国7箇所 (89)		(89)	各担当区域における奨学金に係る法的処理(支払督促申立以降の事務)の実施 等

※ ()括弧内は定員数

※ 平成22年度まで奨学金事業部で実施していた「学生生活調査」については、学生生活の実態を把握し、それを学生支援全体へ波及させていくため、「学生生活に関する基礎調査」とともに、平成23年度4月から、学生生活部 学生生活計画課 調査・分析係で実施

- 国の事業として実施している**奨学金事業は**、日本国憲法(第26条)、教育基本法(第4条第3項)に基づき、**政府が責任をもつて積極的かつ確実に取り組むべき重要な教育施策**であり、**経済的理由により修学に困難がある優れた学生等**に対し、**教育の機会均等及び人材の育成の観点から実施。**
- 奨学金事業は、①**限られた財源の中で、奨学金を希望する学生を幅広く対象とする必要**があることや、②**返還を通じて学生の自立心や自己責任**、さらには**社会への貢献・還元の意識の涵養等の教育的效果**も勘案し、**制度創設以来、貸与制**で実施。
- 奨学金事業は、経済的に困窮している家庭の無収入の学生に対し、「**無担保**」、「**無審査(無与信)**」で、**在学中は返還を求めず**、**利息については無利息又は低利息**、かつ**長期間(20年間)**にわたって奨学金を貸与。
- 奨学金事業は、公共性の見地から確実に実施する必要があり、同事業を**安定的かつ効果的に実施する**ために**独立行政法人日本学生支援機構において実施**。
- 日本学生支援機構の**奨学金事業は**、
 - ①**国が資金を提供し**、
 - ②**各大学が具体的な奨学金の貸与の手続きを行い**、
 - ③**日本学生支援機構が総括し、回収業務を行う形**で、
いわば、**国と各大学、日本学生支援機構が三者一体**となって行われている。
- 奨学金の回収は、日本学生支援機構が第一義的な責任を有するものの、奨学金事業の貸与資格の確認や資金貸与の手続き、卒業後の返還に係る指導は大学が行うものであり、**奨学金事業の改善・充実には、日本学生支援機構と大学との一層の連携協力を図っていく必要**がある。

日本国憲法、教育基本法及び独立行政法人日本学生支援機構法

日本国憲法 第26条(第1項)

すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。

教育基本法 第4条

すべて国民は、ひとしく、その能力に応じた教育を受ける機会を与えられなければならず、人種、信条、性別、社会的身分、経済的地位又は門地によって、教育上差別されない。

- 2 国及び地方公共団体は、障害のある者が、その障害の状態に応じ、十分な教育を受けられるよう、教育上必要な支援を講じなければならない。
- 3 国及び地方公共団体は、能力があるにもかかわらず、経済的理由によって修学が困難な者に対して、奨学の措置を講じなければならない。

独立行政法人日本学生支援機構法 第3条

独立行政法人日本学生支援機構(以下「機構」という。)は、教育の機会均等に寄与するために学資の貸与その他学生等(大学及び高等専門学校の学生並びに専修学校の専門課程の生徒をいう。以下同じ。)の修学の援助を行い、大学等(大学、高等専門学校及び専門課程を置く専修学校をいう。以下同じ。)が学生等に対して行う修学、進路選択その他の事項に関する相談及び指導について支援を行うとともに、留学生交流(外国人留学生の受け入れ及び外国への留学生の派遣をいう。以下同じ。)の推進を図るための事業を行うことにより、我が国の大学等において学ぶ学生等に対する適切な修学の環境を整備し、もって次代の社会を担う豊かな人間性を備えた創造的な人材の育成に資するとともに、国際相互理解の増進に寄与することを目的とする。

高等教育段階における教育費負担の軽減の現状

1 大学が行う授業料等減免措置

【国立大学】

	平成23年度予算	平成23年度 補正予算 (第1号)	平成23年度 補正予算 (第3号)	平成24年度予算 ※復旧・復興枠を含む
予算額	225億円 (29億円増)	7億円	9億円	268億円 (43億円増)
対象	学部・修士：7.3% 博士：12.5% 約4.2万人	被災学生 約0.3万人	学部・修士：8.3% 博士：12.5% 約5.0万人 (被災学生分：約0.2万人)	

※平成24年度予算案の予算額268億円には、被災学生分の入学料免除枠（1億円）を含む。

	平成22年度予算額	平成22年度実績
金額	196億円	295億円
対象	学生数の6.3% (全額免除) 約3.7万人 (内訳) 約15.7万人 全額免除 77億円(約2.9万人) 半額免除 123億円(約9.2万人) 一部免除 1億円(約0.1万人) その他 94億円(約3.5万人)	

【私立大学】

	平成23年度予算	平成23年度補正 予算 (第1号)	平成23年度 補正予算 (第3号)	平成24年度予算
予算額	49億円 (9億円増) ※1		34億円 ※2	14億円 ※2
対象	学生数の約1.6%程度 (約3.3万人の見込み)	被災学生 約1.2万人		約5.4万人 (被災学生分：約1.9万人)

※1 授業料減免等の1/2を補助、49億円のうち3億円は学生の経済的支援体制の構築への支援
 ※2 東日本大震災による被災学生に対して、授業料減免等の2/3を補助
 ※3 授業料減免等の1/2を補助、58億のうち3億円は学生の経済的支援体制の構築への支援

	平成22年度予算額	平成22年度実績
金額	40億円	40億円
対象	学生数の 約1.4%程度 (約2.9万人見込)	学生数の 1.4% 2.9万人

2 (独)日本学生支援機構の奨学金貸与事業

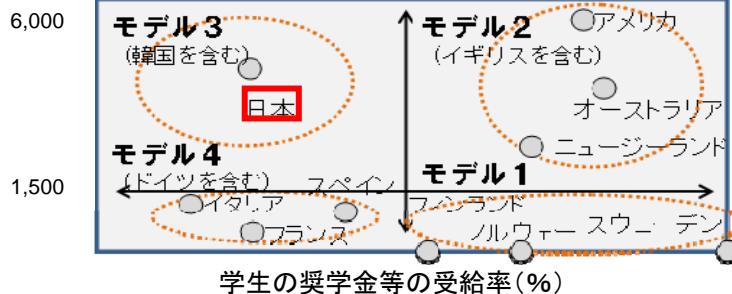
	平成23年度予算	平成23年度補正予算(第1号)	平成24年度予算
予算額 [一般会計等措置額]	事業費総額:1兆781億円 [1,241億円]	緊急採用奨学金(無利子) :35億円	事業費総額:1兆1,263億円 [1,267億円] (うち復興特会 38億円)
貸与人員 (対前年度比)	27万2千人(8万8千人増) ○無利子:35万8千人(9千人増) ○有利子:91万4千人(7万9千人増)	○無利子:約4.7千人	133万9千人(6万7千人増) ○無利子:38万3千人(2万5千人増) ※新規増 1万5千人(うち被災者枠6千5百人)、 前年度までの新規増分の進級に伴う増 1万人 ○有利子:95万6千人(4万2千人増) ※前年度までの新規増分の進級に伴う増等

大学生等を対象とした奨学事業の概要

1. 公的支援の現状

日本は授業料が高く、奨学金が低い水準

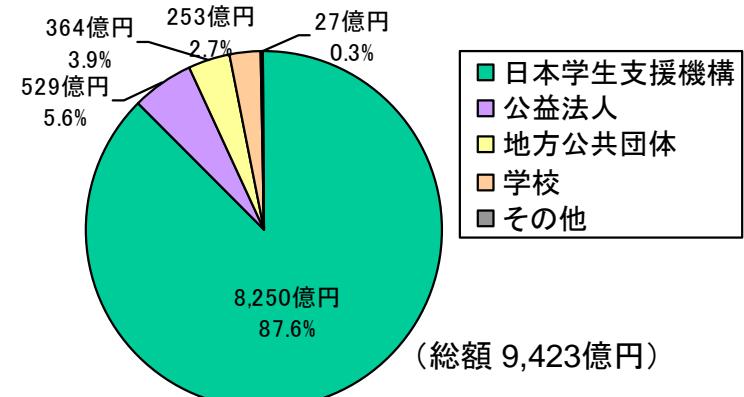
(ドル) 大学授業料と奨学金等の支援状況



モデル1: 授業料が無償又は低く、学生支援がかなり手厚い
モデル2: 授業料が高く、学生支援がよく整備されている
モデル3: 授業料が高く、学生支援が比較的整備されていない
モデル4: 授業料が低く、学生支援があまり整備されていない

2. 奨学金支給額

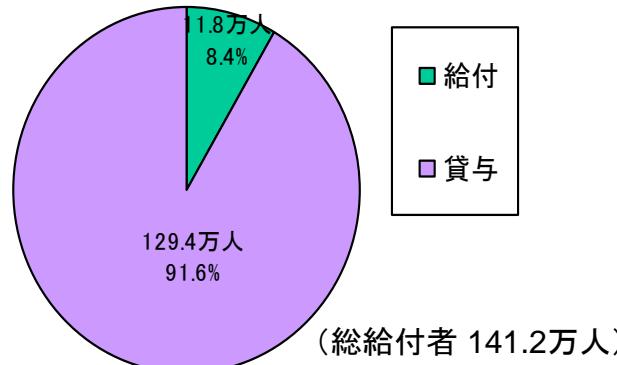
金額ベースでは、日本学生支援機構の奨学金が約9割



(独)日本学生支援機構「平成19年度奨学事業に関する実態調査」を基に作成

3. 給付・貸与比率

奨学金支給者数に占める給付型は8%程度で、全体の9割が貸与(日本学生支援機構の奨学金は貸与制で実施)



(独)日本学生支援機構「平成19年度奨学事業に関する実態調査」を基に作成

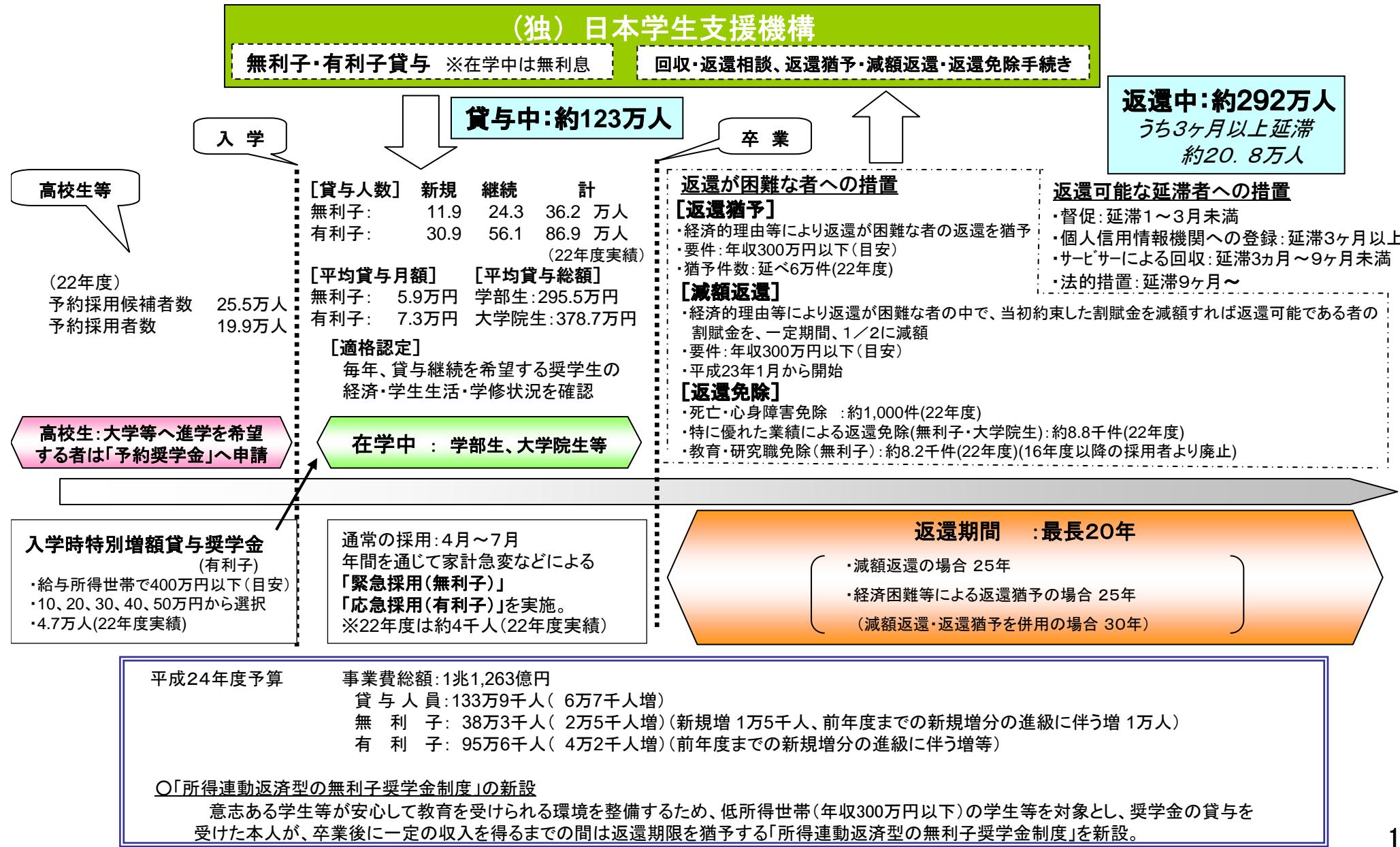
4. 国の制度による奨学金の諸外国の状況

諸外国では給付による奨学金制度も存在

区分	フランス	ドイツ	イギリス	アメリカ	日本
奨学金形態 (学生の割合)	給付 (23%)	半額給付・ 半額貸与 (25%)	給付(62%) 貸与(80%)	給付(34%) 貸与(66%)	貸与(34.1%)
(参考) 授業料と奨学金等の支援状況	モデル4 (授業料が低く、学生支援があまり整備されていない)	モデル2 (授業料が高く、学生支援がよく整備されている)	モデル3 (授業料が高く、学生支援が比較的整備されていない)		

「教育指標の国際比較(平成23年度版)」(文部科学省)

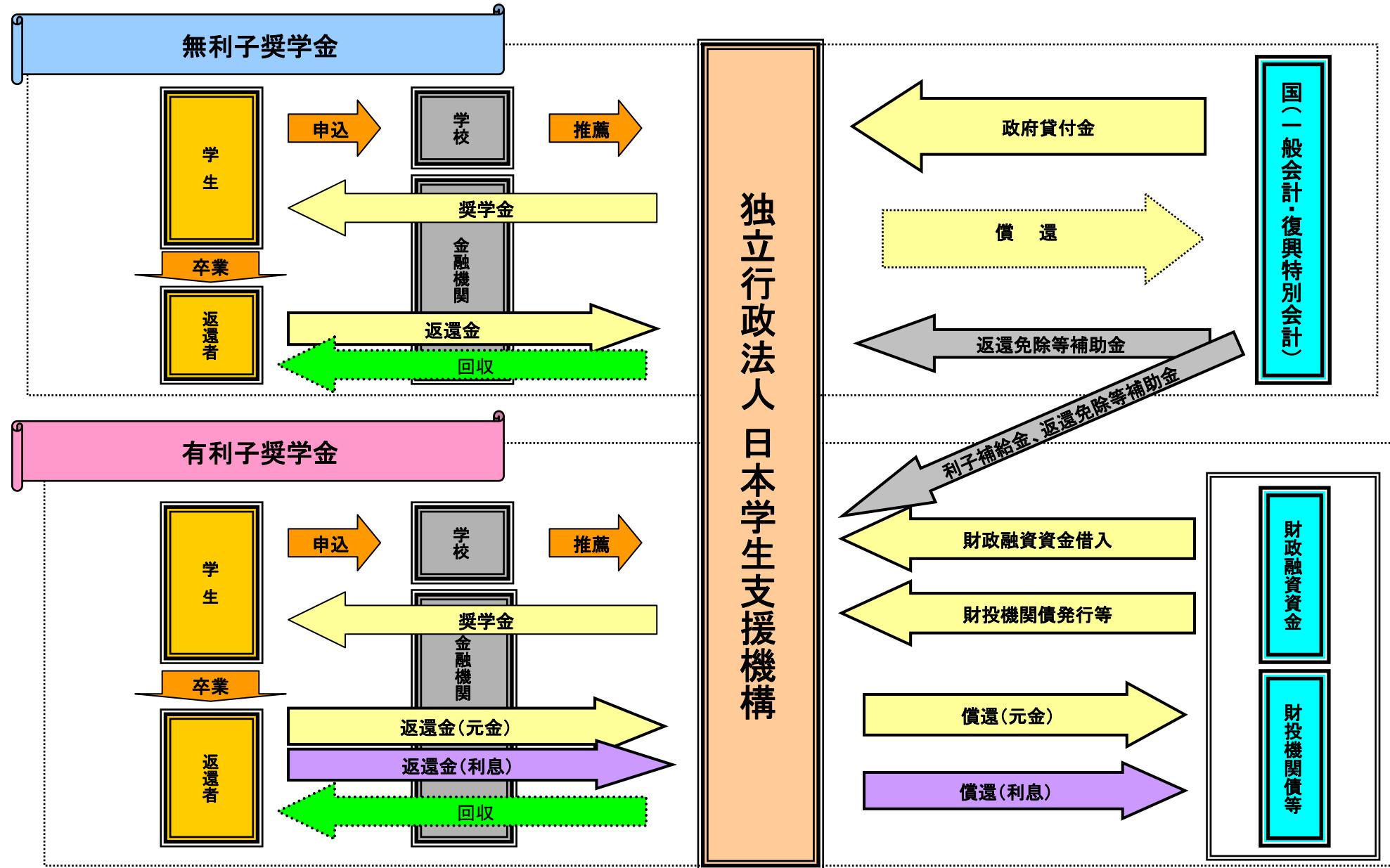
区分	奨学金貸与事業(教育支援)	国の教育ローン(金融)	教育ローン(金融)
実施機関	(独)日本学生支援機構	(株)日本政策金融公庫	(株)三菱東京UFJ銀行
目的	教育の機会均等の観点から、意欲と能力のある学生等が経済的理由により修学を断念することがないよう、学生本人に対して学資の貸与を行う。	一般の金融機関が行う金融を補完することを旨としつつ、国民一般等の資金調達を支援するため、保護者又は学生本人(社会人等のみ)に対して、主に入学時の費用を一括して融資する。	入学または進学の際に一度にまとめて必要となる資金需要に応えるため、保護者又は学生本人(社会人のみ)に対して教育資金を融資する。
貸付対象	学生本人(無資力)	保護者(独立して生計を維持している場合のみ学生本人)	保護者又は学生本人(社会人のみ)
貸与基準	○学力、家計 [家計支持者(世帯)の年入] 【無利子】 955万円程度 <small>給与取得者・私立大学・ 4人世帯・自宅通学</small> 【有利子】 1,207万円程度 <small>・低所得者に優先的に貸与(無審査) ・貸与期間中の「適格認定」(大学等との連携)</small>	○家計 [世帯の年収] 890万円以下(給与所得者・子供2人) <small>(審査により融資を断られることがある)</small>	○家計 [一定額以上の収入、安定かつ継続した収入の見込み、勤続年数等の返済能力] <small>(審査により融資を断られることがある)</small>
金額	【無利子】 月額3万円、5.4万円から選択 <small>(私立大学自宅通学の場合)</small> 【有利子】 月額3, 5, 8, 10, 12万円から選択 <small>(大学等の場合)</small>	一時金として300万円以内	10万円以上500万円以内
利息	【有利子(上限3%、在学中は無利息)】 利率見直し方式 0.40% 利率固定方式 1.22%(H24年4月現在) <small>(財政投融資資金借入利率に連動)</small>	固定利率 : 2.55%(H24年4月現在)	変動利率 : 2.775%(H24年4月現在)
返済期間	卒業後20年以内 (在学中は返還猶予)	15年以内 (在学中は利子のみの返済とすることが可能)	10年以内 (在学中は利子のみの返済とすることが可能)



奨学生貸与事業のスキーム



MINISTRY OF EDUCATION,
CULTURE, SPORTS,
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN



II. 奨学金の貸与について

奨学金の種類

区分	第一種奨学金(無利息) (昭和18年度~)		第二種奨学金(利息付) (昭和59年度~)
対象学種	大学・短大、大学院、高等専門学校、専修学校専門課程	所得連動返還型 (平成24年度~)	大学・短大、大学院、高等専門学校(4・5年生)、専修学校専門課程
貸与月額	学生が選択(高い月額、低い月額) ※私大・自宅外通学の場合 高い月額: 64,000円、低い月額: 30,000円	左のうち 大学院を除く学種	学生が選択 ※大学の場合、3、5、8、10、12万円から選択
貸与基準 (大学)	学力	①高校成績が3.5以上(1年生) 又は ②大学成績が学部内において上位1/3以内(2年生以上)	①平均以上の成績の学生 又は ②特定の分野において特に優秀な能力を有すると認められる学生 又は ③勉学意欲のある学生
	家計	955万円以下 ※私大・自宅通学・4人世帯で主たる家計支持者が給与所得者の場合の目安	300万円以下 1,207万円以下 ※私大・自宅通学・4人世帯で主たる家計支持者が給与所得者の場合の目安
返還方法	卒業後20年以内	卒業後、一定額の収入(年収300万円)を得るまでの間は返還期限を猶予	卒業後20年以内の元利均等返還
返還利率・返還利息	—	—	上限金利3%(在学中は無利息) 利率固定方式と利率見直し方式の選択制(19年度~)

奨学金貸与事業の概要(平成24年度予算)

(独)日本学生支援機構 奨学金事業の充実

教育の機会均等や人材育成の観点から、経済的理由により修学に困難がある学生等を支援するとともに、学ぶ意欲と能力のある学生等が経済的にも自立し、安心して勉学に励めるよう、奨学金事業の充実を図る。

平成24年度予算 貸与人員：133万9千人(6万7千人増)
事業費総額：1兆1,263億円(482億円増)

貸与人員の増

◇ 無利子奨学金 2万5千人増 [※1] ◇ 有利子奨学金 4万2千人増 [※2]

※1 新規増 1万5千人(うち被災者枠6千5百人)、前年度までの新規増分の進級に伴う増 1万人

※2 前年度までの新規増分の進級に伴う増等

「所得連動返済型の無利子奨学金制度」の新設

◇ 低所得世帯(年収300万円以下)の学生等を対象とし、奨学金の貸与を受けた本人が、卒業後に一定の収入(年収300万円)を得るまでの間は返還期限を猶予する「所得連動返済型の無利子奨学金制度」※を新設。

※ 本制度により貸与を受けた本人が、失業・低所得等の場合(原則年収300万円以下)の返還猶予期限(現行5年間)の撤廃

区分	無利子奨学金事業	有利子奨学金事業
貸与人員	38万3千人(2万5千人増)	95万6千人(4万2千人増)
事業費	2,767億円(171億円増)	8,496億円(311億円増)
うち 一般会計 復興特会 財政融資資金	一般会計・復興特会(政府貸付金) 796億円(90億円増) [うち復興特会 38億円]	財政融資資金 8,383億円(695億円増)
貸与月額	学生が選択 (私立大学自宅通学の場合) 3万円、5.4万円	学生が選択 (大学等の場合) 3、5、8、10、12万円
学力	・高校成績が3.5以上(1年生) ・大学成績が学部内において上位1/3以内(2年生以上)	以下の①～③のいずれかを満たす学生 ①平均以上の成績の学生 ②特定の分野において特に優秀な能力を有すると認められる学生 ③学修意欲のある学生
貸与基準 家計	・955万円以下 【私大・4人世帯・自宅・給与所得者の場合】 ・300万円以下 【所得連動返済型】	1,207万円以下 【私大・4人世帯・自宅・給与所得者の場合】
返還方法	・卒業後20年以内 ・卒業後一定の収入(年収300万円)を得るまでは返還期限を猶予【所得連動返済型】	卒業後20年以内(元利均等返還)
貸与利率	無利子	上限3%(在学中は無利子) 学生が選択(平成24年4月現在) 利率見直し方式(5年毎) 0.40% 利率固定方式 1.22%

奨学金貸与事業に係る予算の内訳(平成24年度)

単位:百万円

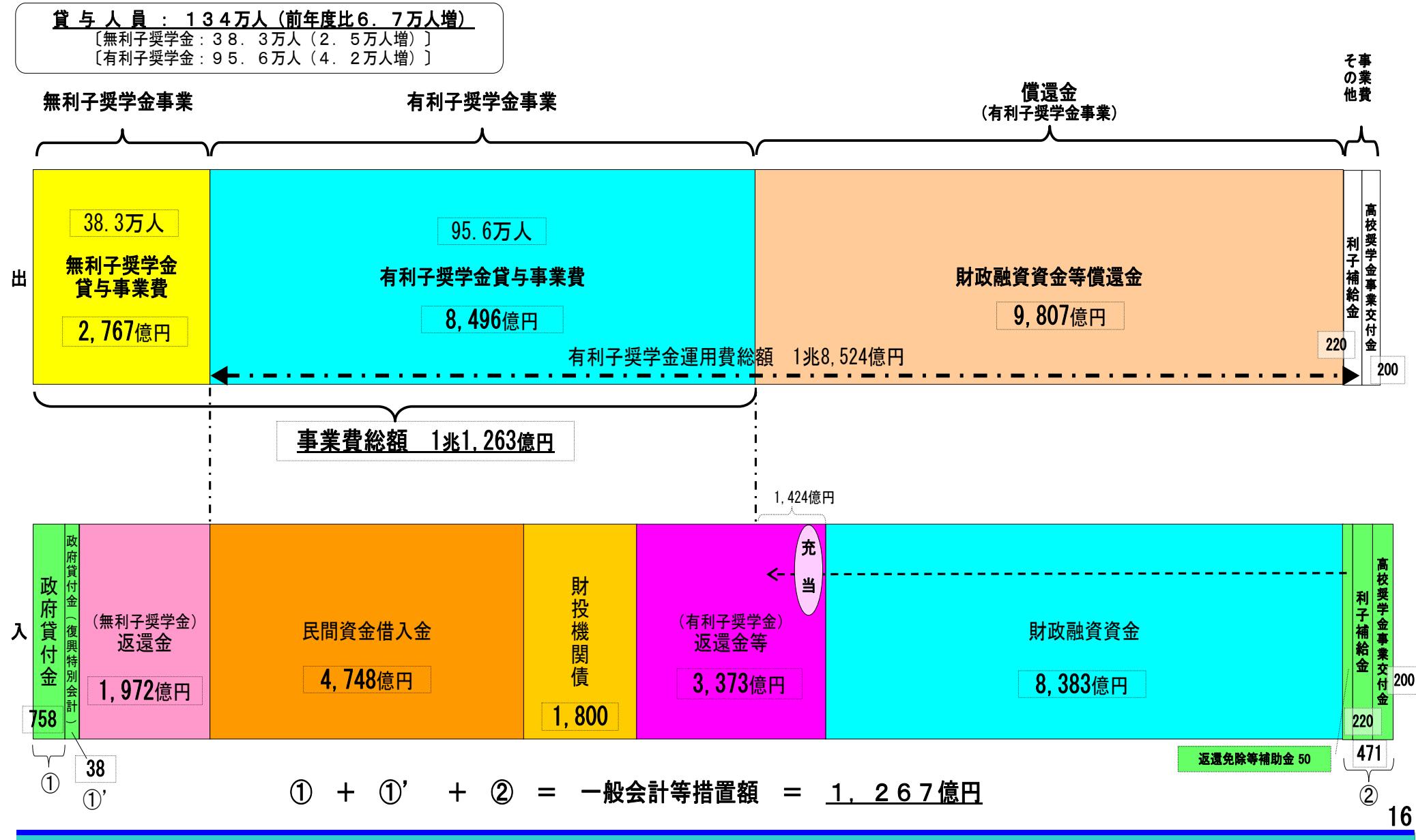
事業費合計 (a + c) ※		1,126,315
無利子貸与	事業費総額 a	276,735
	財源 政府貸付金 b	75,784
	政府貸付金(復旧・復興枠)	3,768
	返還金等	197,183
有利子貸与	事業費総額 c	849,580
	財源 財政融資資金	838,300
	財投機関債	180,000
	財政融資資金等償還金	△ 980,742
	返還金	337,262
	民間資金借入金	474,760
	利子補給金 d	22,040
返還免除等補助金 e		5,040
高等学校等奨学金事業交付金 f		20,037
一般会計予算額 (b + d + e + f)		126,669

※ 奨学金貸与事業に係る経費 55億円を除く

奨学金貸与事業の財源構造(平成24年度予算)



MINISTRY OF EDUCATION,
CULTURE, SPORTS,
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN



「所得連動返還型無利子奨学金制度」の新設



MINISTRY OF EDUCATION,
CULTURE, SPORTS,
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

制度の趣旨

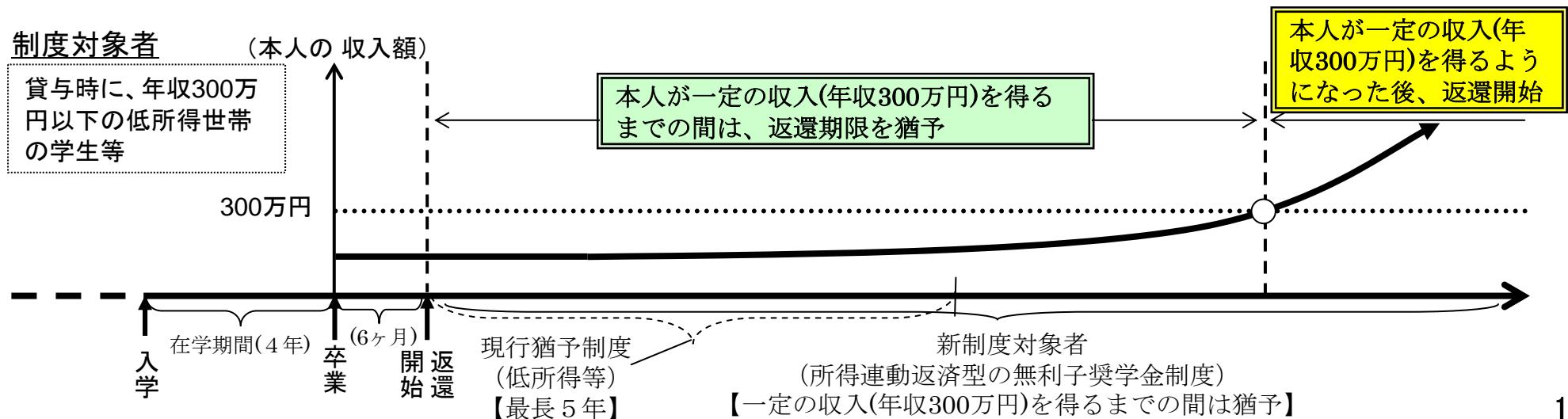
- 家計の厳しい学生等(給与所得世帯の場合、年収300万円以下相当)の将来の返済の不安を軽減し、予見性を持って、安心して進学等できるようにするため、卒業後に一定の収入(年収300万円)を得るまでの間、返還期限を猶予するもの。

(平成24年度予算要求では給付型奨学金を要求したが、平成23年12月の政府・与党会議の議論も踏まえ、無利子奨学金の大幅拡充や、「所得連動返済型の無利子奨学金制度」を新設することとした。)

➤ 将来的には、社会保障・税番号制度を活用した所得連動返済型の奨学金制度の構築に向けての第一ステップとしても位置付ける。

制度の概要

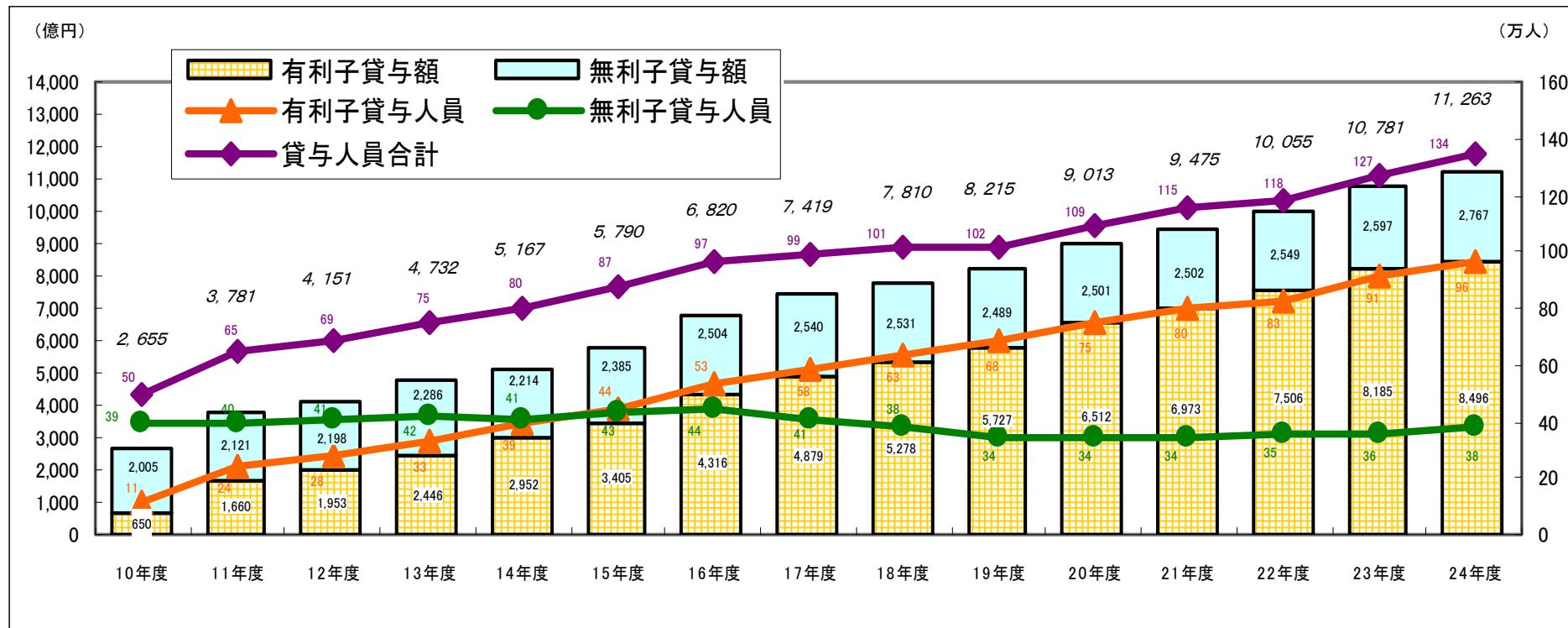
- 対象：無利子(第一種)奨学金の貸与基準を満たす者のうち、家計の厳しい学生等(給与所得世帯の年収300万円以下相当)（大学院を除く）
- 猶予期間：卒業後、本人が一定の収入(年収300万円)を得るまでの間は、返還期限を猶予
 - ※ 現行では返還時「経済困難による返還猶予」の期間制限あり（最大5年間）
 - ※ 卒業後の本人所得の捕捉が必要。但し、基本的には本人からの申告であるため、正しい申告を行って貰う工夫が必要。
- 運用開始時期：平成24年4月（平成24年度採用者から適用）



貸与規模の拡大

- 第一種、第二種奨学金の当初予算額が年々拡大している。特に第二種奨学金が飛躍的に伸びている。
- これに伴い貸与人員も増加の一途。直近の10年間では貸与人員が約1.5倍(平成15年度:866千人→平成24年度:1,339千人)に拡大し、大学生の約3人に1人、大学院生の約2.5人に1人の割合(平成22年度実績)で貸与している。

【奨学金事業予算の推移】 有利子奨学金の事業規模は、平成11年度以降、急速に拡大。



※1 上記は、日本学生支援機構(平成15年度以前は日本育英会)実施分のみであり、平成17年度から順次都道府県に移管した高等学校等奨学金事業交付金分は含まない。

※2 上記は当初予算である。

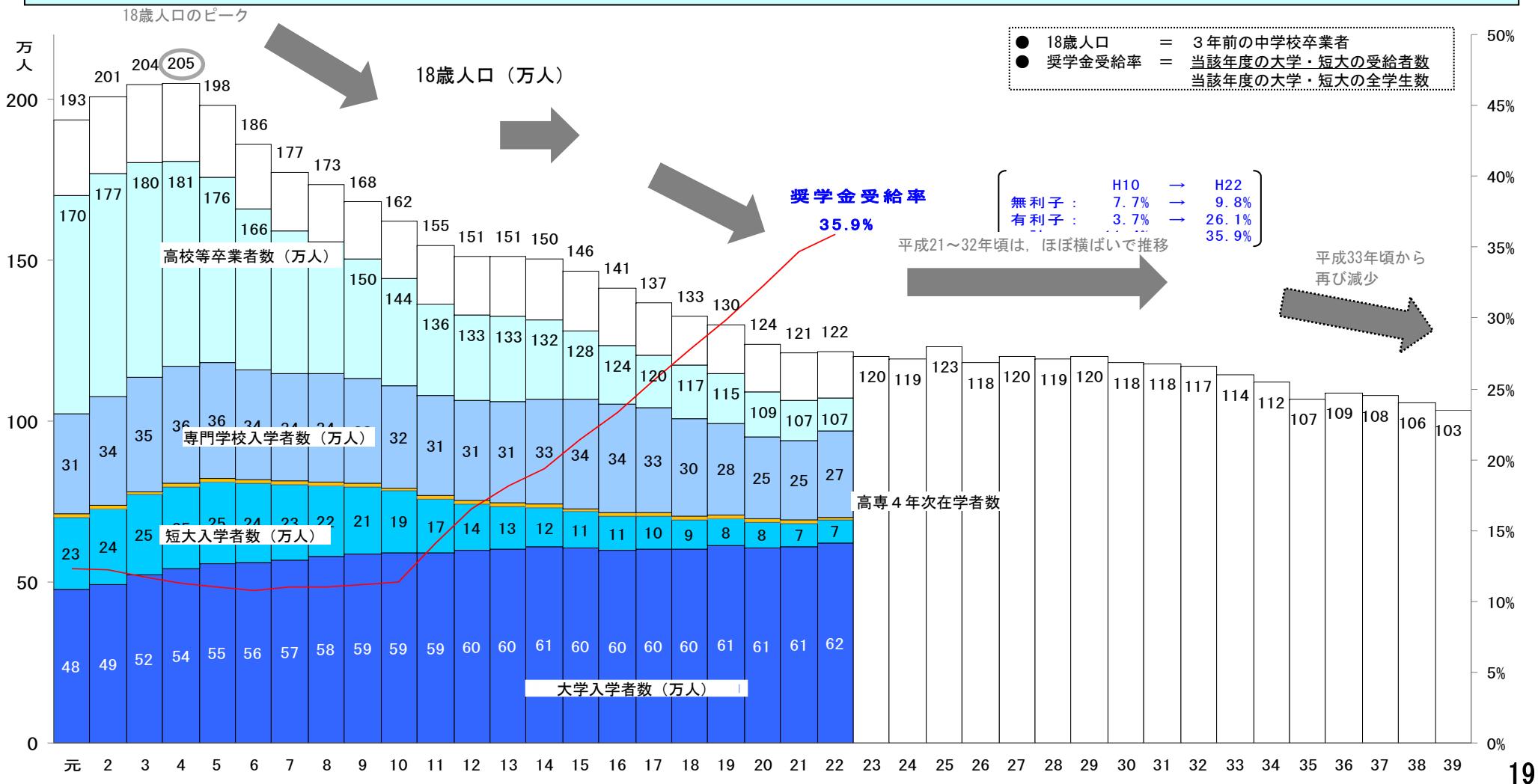
1 8歳人口と奨学金受給率の推移



MINISTRY OF EDUCATION,
CULTURE, SPORTS,
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

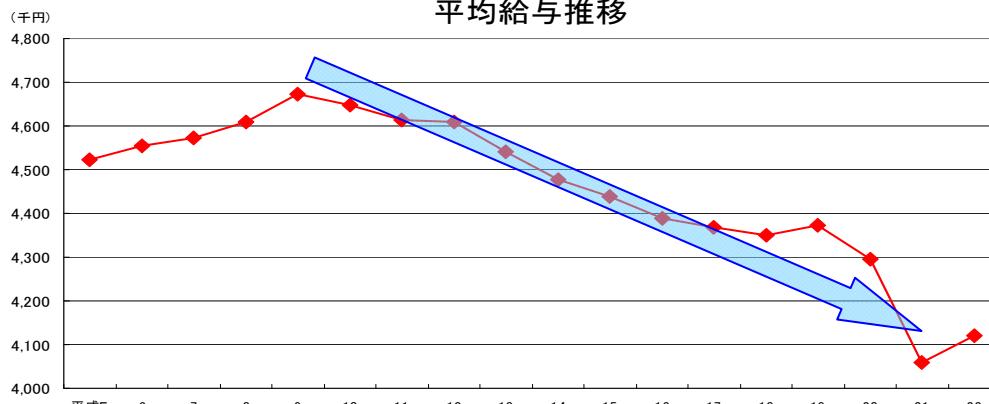
18歳人口は、平成21年～32年頃まで、ほぼ横ばい(約120万人)で推移し、その後減少。

大学・短期大学の全学生数に対する日本学生支援機構奨学金の受給率は、平成11年度以降、急激に上昇し、平成22年度では35.9%(97万2千人)。



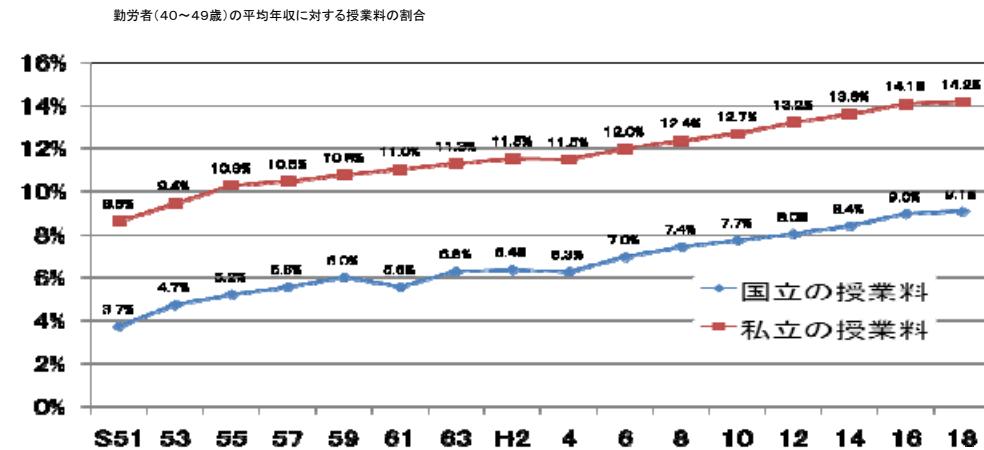
高等教育段階における教育費の家計負担の増加

① 平成9年以降、平均給与は年々減少傾向。



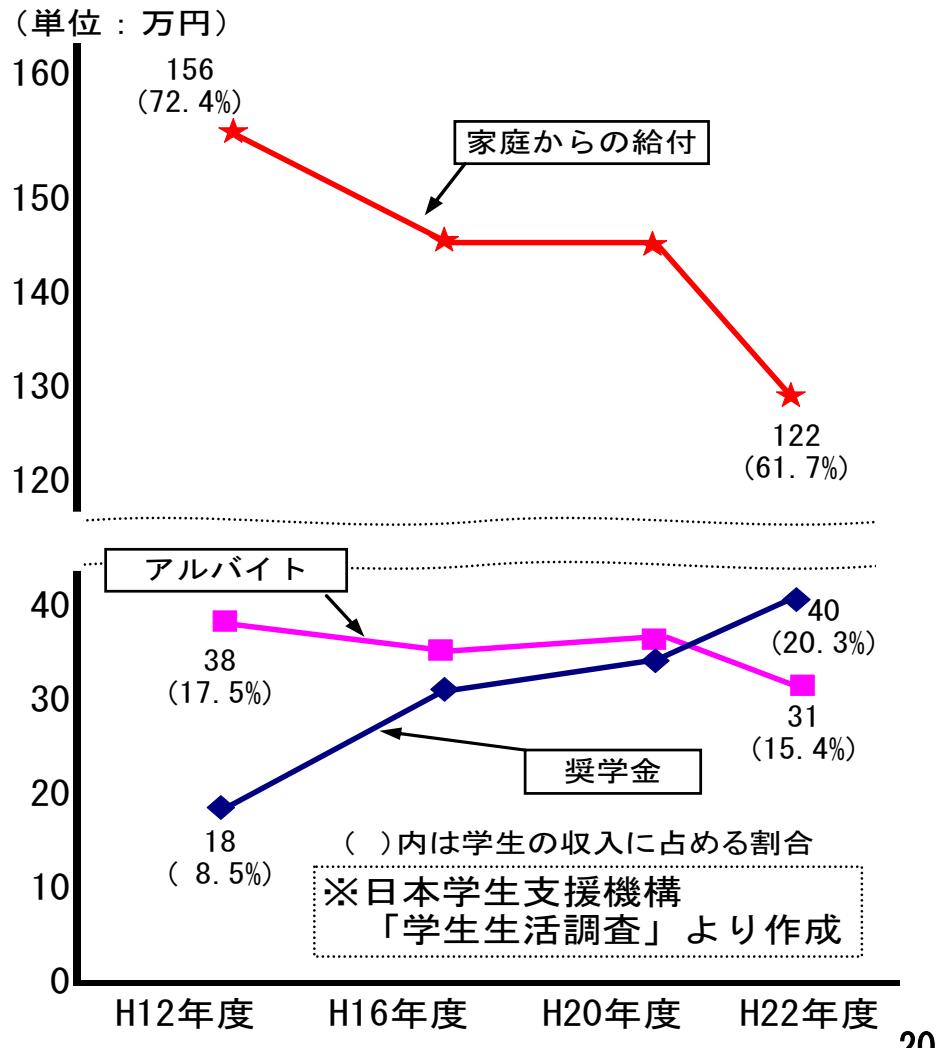
注1) 各年12月31日現在で民間の事業所に勤務している給与所得者(所得税の納税の有無を問わない。)を対象とした抽出調査
注2) 民間の給与所得者の給与所得について源泉徴収義務者(事業所)の支払額に着目し集計を行ったものであり、複数の事業所から給与の支払を受ける等その個人の所得全体を示したものではない。
「民間給与実態統計調査結果」(国税庁)より作成

② 勤労者(40~49歳)の平均年収に対する授業料の割合は国立大学で9.1%、私立大学で14.2%となっており、年々増加。



平均授業料は、広島大学高等教育研究開発センターの高等教育統計データ集に掲載、「40~59歳平均給与額」は「賃金構造基本統計調査」から算出

③ 学生生活費における家庭からの給付は減少し、奨学金の受給が増加するなど、各家計の負担は限界を超えつつある。



奨学金の貸与月額と返還例

■第一種奨学金(無利息)

区分 (貸与月数)	通学	貸与月額 円	貸与総額 千円	月賦金額 円	返還回数 回(年)
大学 (48ヶ月)	国・公立 自宅	45,000	2,160	12,857	168(14)
	自宅外	51,000	2,448	13,600	180(15)
	私立 自宅	54,000	2,592	14,400	180(15)
	自宅外	64,000	3,072	14,222	216(18)
		※ 30,000	1,440	9,230	156(13)
短大 専修 <専門> (24ヶ月)	国・公立 自宅	45,000	1,080	7,500	144(12)
	自宅外	51,000	1,224	8,500	144(12)
	私立 自宅	53,000	1,272	8,833	144(12)
	自宅外	60,000	1,440	9,230	156(13)
		※ 30,000	720	6,666	108(9)
大学通信一面接授業期間(1ヶ月)		88,000	88	3,666	24(2)
大学院	修士課程(24ヶ月)		50,000	1,200	8,333 144(12)
			88,000	2,112	12,571 168(14)
	博士課程(36ヶ月)		80,000	2,880	15,000 192(16)
			122,000	4,392	18,300 240(20)
高専 (36ヶ月 + 24ヶ月)	国・公立	自宅	21,000	1,836	10,928 168(14)
		自宅外	(45,000)		
	私立	自宅	22,500	2,034	12,107 168(14)
		自宅外	(51,000)		
	私立	自宅	32,000	2,424	13,466 180(15)
		自宅外	(53,000)		
			※ 10,000	1,080	7,500 144(12)
			※(30,000)		

●高専の()内月額は、平成24年度入学者が4年次に進級したときに適用します。

※学校の種類・国公私・通学形態にかかわらず、大学・短大・専修学校専門課程では貸与月額30,000円を、高等専門学校では貸与月額10,000円(4・5年30,000円)を選択することができます。

■第二種奨学金(利息付)

〈貸与月額〉

区分	貸与月額(自由選択)
大学・短大・高専<4・5年>・専修<専門>	3万円・5万円・8万円・10万円・12万円から選択
私立大学 医・歯学課程	12万円を選択した場合に限り、4万円の増額可
私立大学 薬・獣医学課程	12万円を選択した場合に限り、2万円の増額可
大学院	5万円・8万円・10万円・13万円・15万円から選択
法科大学院	15万円を選択した場合に限り、4万円又は7万円の増額可

〈返還例〉 大学学部・貸与期間48ヶ月の場合

貸与月額 円	貸与総額 円	返還総額 (年利率 3%)	返還総額 (※年利率 1.22%)	月賦金額 (年利率 3%)	返還回数 (年利率 3%)
30,000	1,440,000	1,761,917	1,566,492	11,293	156(13)
50,000	2,400,000	3,018,568	2,641,786	16,769	180(15)
80,000	3,840,000	5,167,586	4,352,320	21,531	240(20)
100,000	4,800,000	6,459,510	5,440,429	26,914	240(20)
120,000	5,760,000	7,751,445	6,528,526	32,297	240(20)

●奨学金申込時に

- ①利率固定方式(貸与終了時に決定する利率を返還完了まで適用)、
 - ②利率見直し方式(返還期間中おおむね5年毎に見直される利率を適用)、
- のうちから、利率の算定方法を選択します。

※利率固定方式を選択した場合の平成24年4月現在の利率

奨学金の貸与基準(平成24年度)

◎大学(学部)

区分		通学形体	家計基準 (給与所得者4人世帯)	学力基準
無利子	国公立	自宅	907万円	<1年生> 高校成績3.5以上
		自宅外	951万円	
	私立	自宅	955万円	<2年生以上> 大学成績が、学部内において上位1/3以上
		自宅外	998万円	
有利子	国公立	自宅	1,159万円	①高校成績又は大学成績等が平均水準以上と認められる者、又は ②特定の分野において特に優秀な能力を有すると認められる者、又は ③学修に意欲があり、学業を確実に修了できる見込みがあると認められる者
		自宅外	1,203万円	
	私立	自宅	1,207万円	
		自宅外	1,250万円	

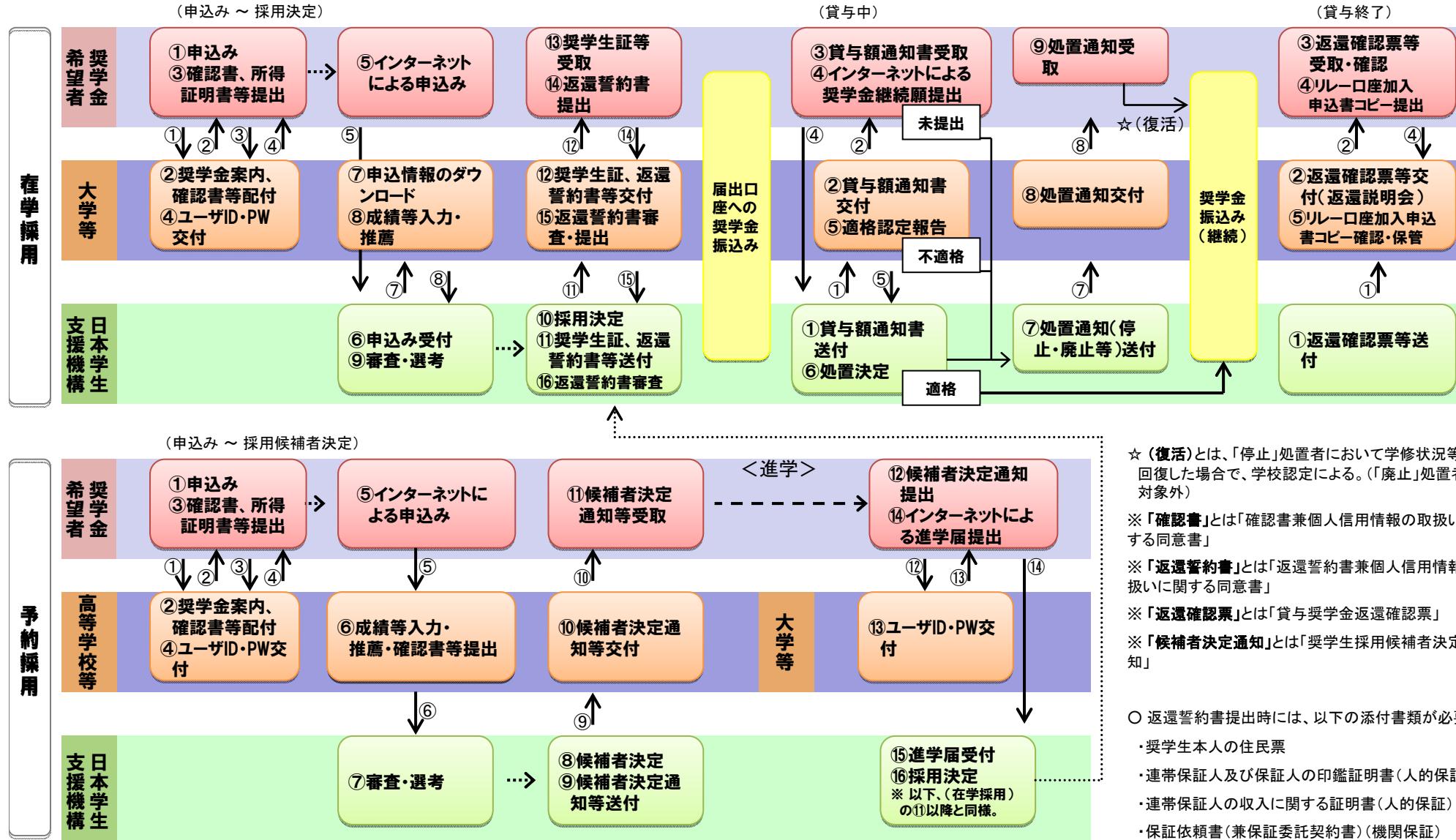
◎大学院

区分		家計基準 (本人)	学力基準
無利子	修士課程	486万円	成績が特に優れ、将来、研究者又は高度の専門性を有する職業人として適格な者
	博士課程	553万円	成績が特に優れ、将来、研究者として適格な者
有利子	修士課程	536万円	①成績が優れ、将来、研究者又は高度の専門性を有する職業人として適格な者、又は ②学修に意欲があり、学業を確実に修了できる見込みがあると認められる者
	博士課程	718万円	①成績が優れ、将来、研究者として適格な者、又は ②学修に意欲があり、学業を確実に修了できる見込みがあると認められる者

※記載の家計基準は収入限度額(年額)である。

※大学(学部)の家計基準は、給与所得者4人世帯(父母、本人、兄弟(公立高校))の場合である。

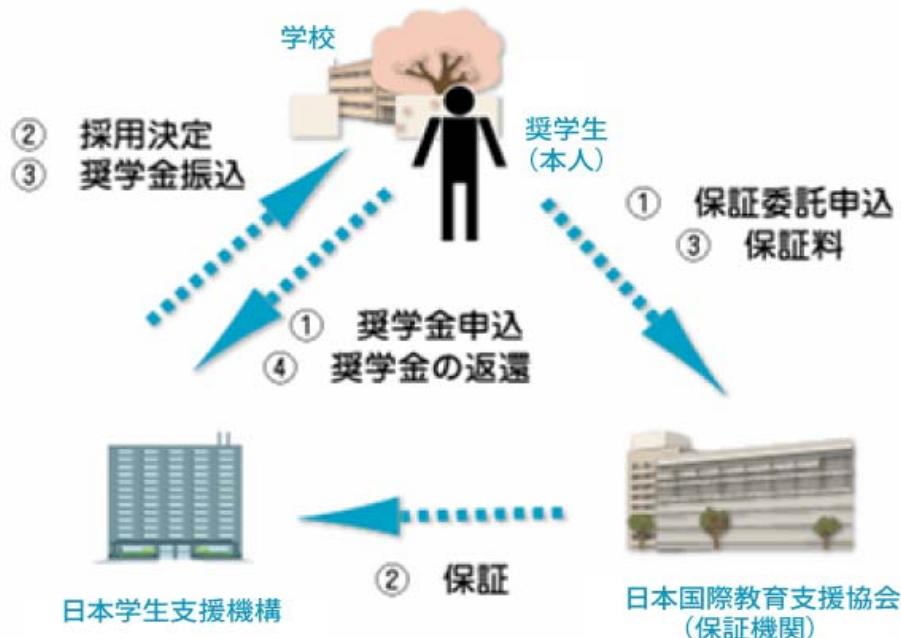
奨学生申込から貸与終了までの流れ





機関保証制度について

- 制度の目的 : 連帯保証人や保証人を立てることなく、自らの意志と責任において高等教育機関において学ぶことができるよう
一定の保証料を保証機関に支払うことにより、日本学生支援機構奨学金の貸与を受けることを可能とする。
- 実施主体 : 公益財団法人 日本国際教育支援協会
- 制度の対象 : 平成16年度以降の採用者(奨学金申込時に人的保証又は機関保証を任意で選択)
- 保証料の徴収方法 : 在学中の貸与月額から保証料を差し引いて徴収することを基本とする。
(奨学生が、保証料を保証機関に直接払い込むことも可能とする。)
- 保証料の水準 : 年率0.7%未満 → 当面年率0.693% ※貸与月額4万5千円(無利子)の場合、保証料の月額は1,782円



○加入件数及び加入率

区分	平成16年度 (制度設立時)		平成22年度		平成23年度	
	加入件数	加入率	加入件数	加入率	加入件数	加入率
無利子 奨学金	8,812	8.2%	47,884	40.4%	57,081	41.2%
有利子 奨学金	20,382	9.5%	153,774	47.5%	162,185	48.5%
計	29,194	9.1%	201,658	45.6%	219,266	46.4%

奨学金貸与期間中の「適格認定」について

【目的】**適格認定は、以下の①から④に掲げることを目的として、奨学生としてふさわしい適格性を有する者であるか否かを認定するもの。**

① 適格認定を受けることを通じて奨学金の必要性を自ら判断させる。② 奨学生としての自覚を促す。③ 有意義で充実した学生生活を送ることができるようとする。④ 「貸与額通知書」により奨学金貸与額及び将来の返還額を確認させる。

【実施方法】日本学生支援機構が定めた基準に基づき、奨学生の在学する校長が実施し、機構に報告。機構は、当該校長からの報告に基づき、奨学生に対してとるべき処置を決定し、必要に応じて処置結果を学校を通じて奨学生に通知。

<適格認定の基準>

1. 人物	態度・行動が奨学生にふさわしく、奨学金の貸与は返還が伴うことを自覚し、良識ある社会人として活躍できる見込み。
2. 健康	今後とも引き続き修学に耐え得るものと認められる。
3. 学業	標準的に修得すべき単位又は科目を修得しているとともに、学修の意欲があり確実に卒業(修了)できる見込み。
4. 経済状況	修学を継続するために引き続き奨学金の貸与が必要であると認められる。 ※校長は、奨学生の収入と支出の状況を確認し、必要に応じて必要最小限の貸与月額を選択するよう奨学生に指導すること。

<毎年1回校長が確認を行い、機構に報告>

<機構の「処置>

処置	該当する者	実施結果(平成22年度)		
		第一種奨学生	第二種奨学生	総数
継続	下欄に該当しない者	236,833	582,191	819,024
激励	「警告」該当者ほどではないが、他の学生に比べ劣っている者	5,852	27,968	33,820
警告	(1)卒業延期のおそれはないが、修得単位が、標準の1／3程度以下の者	2,025	9,774	11,799
	(2)学修の評価内容が他の学生に比べて著しく劣っている者			
	(3)仮進級となった者			
停止	(1)学業成績は廃止該当者と同程度だが、成績不振の理由が真にやむを得ないと認められ、かつ、成業の見込みがある者	2,321	9,170	11,491
	(2)停学その他の処分を受けた者等			
廃止	(1)原級にとどまった者又は卒業延期のおそれがある者	1,687	8,078	9,765
	(2)修得単位が皆無又は極めて少ない者等			

処置者(A)	11,885	54,990	66,875
審査対象者数(B)	248,718	637,181	885,899
比率(A/B)	4.8	8.6	7.5

「適格認定」の厳格化（審査体制の充実）の検討



MINISTRY OF EDUCATION,
CULTURE, SPORTS,
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

【厳格化の検討】 奨学生に係る適格性の維持・向上を目的とする「適格認定」においては、その目的をより確実に果たすため、成績低迷者等への厳格な処置の実施として、以下のような事項を検討。

1. 学校の理解度向上

学校の奨学生担当者向けの各種研修会(※)の充実を図るとともに、担当者用事務手引の見直しを進める。(現在実施している初任者研修会について、対象の拡大及び適格認定に関する内容の充実を図る。)

2. 実施状況調査の充実・留意点の周知

適格認定実施状況調査の内容について充実させるとともに、審査の際に、誤りやすい点や留意事項等を取りまとめて、学校に周知し、審査の適正化を図る。

3. 処置対象者の意識向上

「警告」及び「停止」の処置通知を交付する際に、以下の事項を記載した文書を併せて配付(又は処置通知に記載)し、奨学生としての適格性を回復するよう強く促す。

- ① 適格認定の意義
- ② 処置基準(当該処置の意味)
- ③ 改善しなかった場合の例示
- ④ 奨学生として求められる姿 等

加えて、処置対象者個々の状況に応じた改善すべき点や注意事項等についても、可能な範囲において学校で作成・配付するよう依頼する。

4. 奨学金貸与者の意識向上

機構ホームページの「奨学生を受けている方へ」のページに、適格認定の概要(前記3-①～④)を掲載し、適格認定対象者のみならず、これから奨学生を申し込む者及び貸与中の奨学生全体の意識向上を図る。

5. 適格認定基準の具体化

奨学生の適格認定に関する施行細則第2条に定める「適格基準の細目」について、より具体的・定量的な基準を策定し、審査の適正化を図る。

【例】別途、機構が示す指針に基づき各学校において策定する具体的・定量的基準

に達しない者に対し、各々の処置(廃止・停止・警告・激励)を行う。

※ 別途示す指針の例は次のとおり。(「○%」は目安)

- (1) 修得単位数で認定する場合、修得単位数が、標準修得単位数に対し○%以上又は○%未満の者。
- (2) 出席率で認定する場合、出席日数が○%以上又は○%未満の者。
- (3) 成績平均値(GPA)で認定する場合、…。

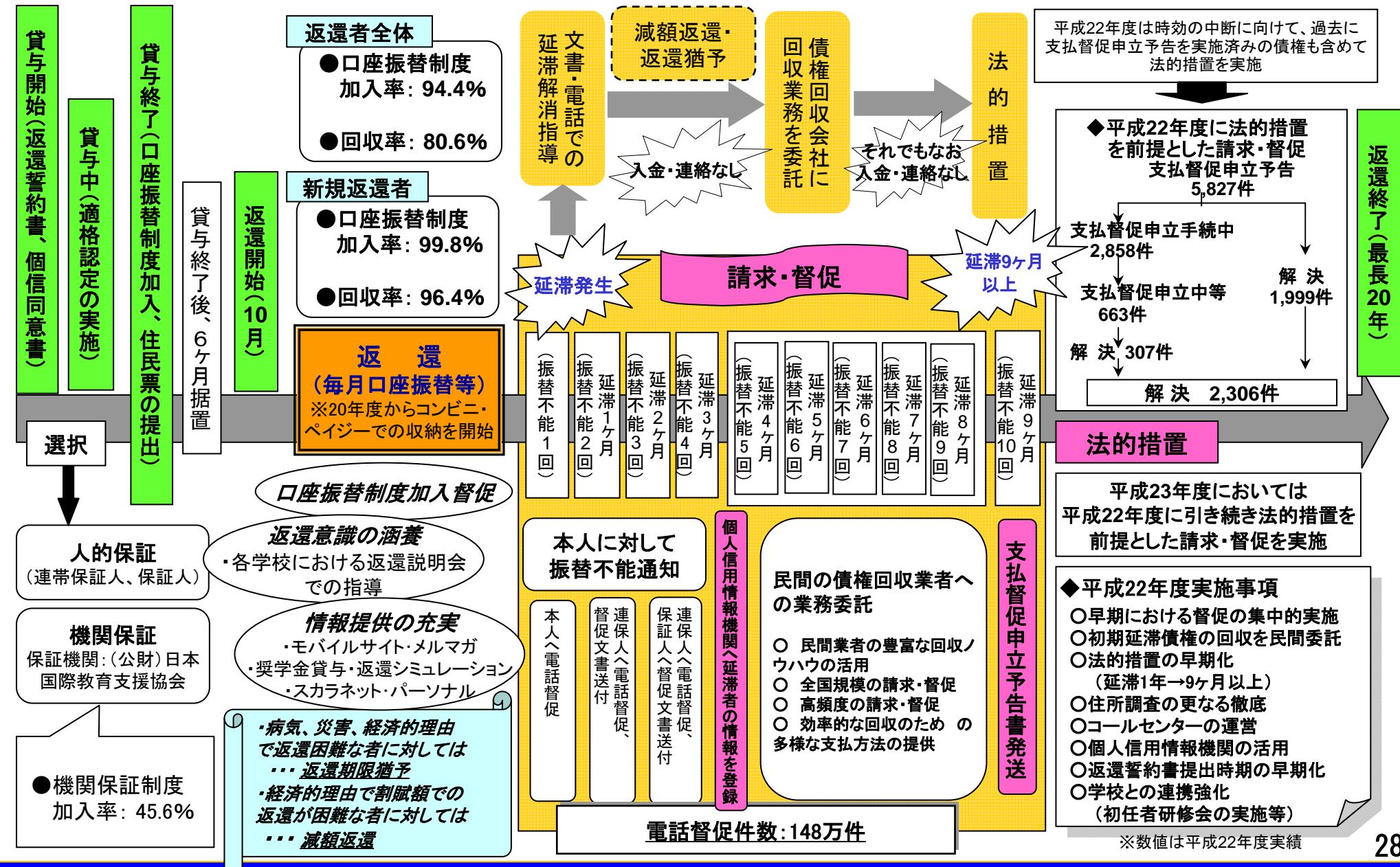
6. 機構でのチェック及び学校への牽制の強化

学校から適格認定結果の報告を受けた後、機構において対象者を無作為に選定し、学校における審査基準等及び対象者の成績について提出を求め、認定結果が適正であるかを確認する。

※ 適格認定結果が適正であるかを奨学生の振込日以前に確認するためには、前期の成績に基づく当該年度の見込みの成績と併せて、見込みの成績に基づく仮の認定結果を求めることがあるが、後期における成績の著しい変動、又は、学籍上の異動等により、仮の認定結果と年度末に確定した成績に基づく実際の認定結果とが異なることが想定されるため、適格認定報告後のチェックが有効である。

III. 奨学金の返還について

返還金回収の流れ



※数値は平成22年度実績

返還金回収に係る目標及び目標達成状況

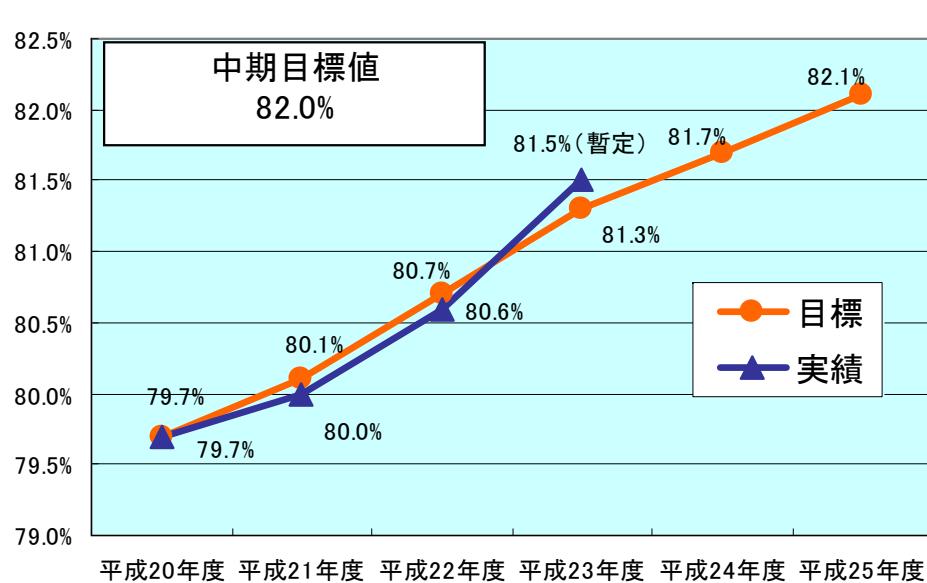


MINISTRY OF EDUCATION,
CULTURE, SPORTS,
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

目標値と状況

- 総回収率(当該年度に返還されるべき要回収額に対する回収額の割合)を第2期中期目標期間(平成21～25年度)に82%以上にする → **回収率は年々上昇している**
- 大学・大学院等に係る平成19年度末の3ヶ月以上の延滞額を平成23年度までに半減することを目指し、前年度比15%以上削減するよう努める → **年々削減はしているものの削減率が若干鈍化している**

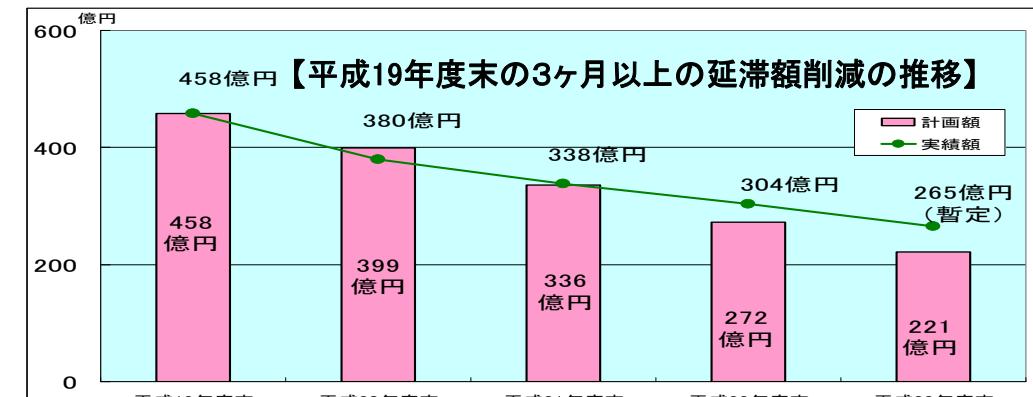
【総回収率の推移】



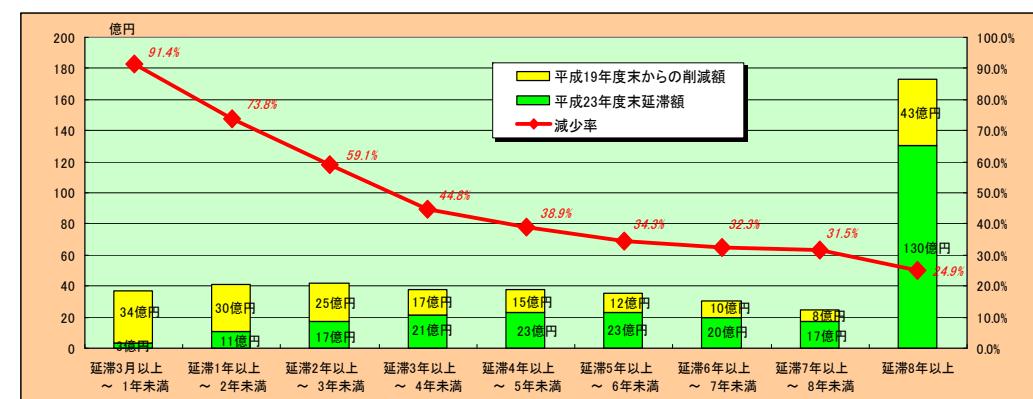
<平成23年度末の現状>

- 総回収率 : **81.5%** (対前年同月比0.9ポイント改善)
- 平成19年度末の3ヶ月以上延滞額 :
目標値「221億円以下」に対して**実績額は265億円**

【参考】新規返還者の回収率 : **96.7%** (平成22年度 : 96.4%)



【延滞年数別の延滞額の比較(平成19年度末→平成23年度末)(暫定)】



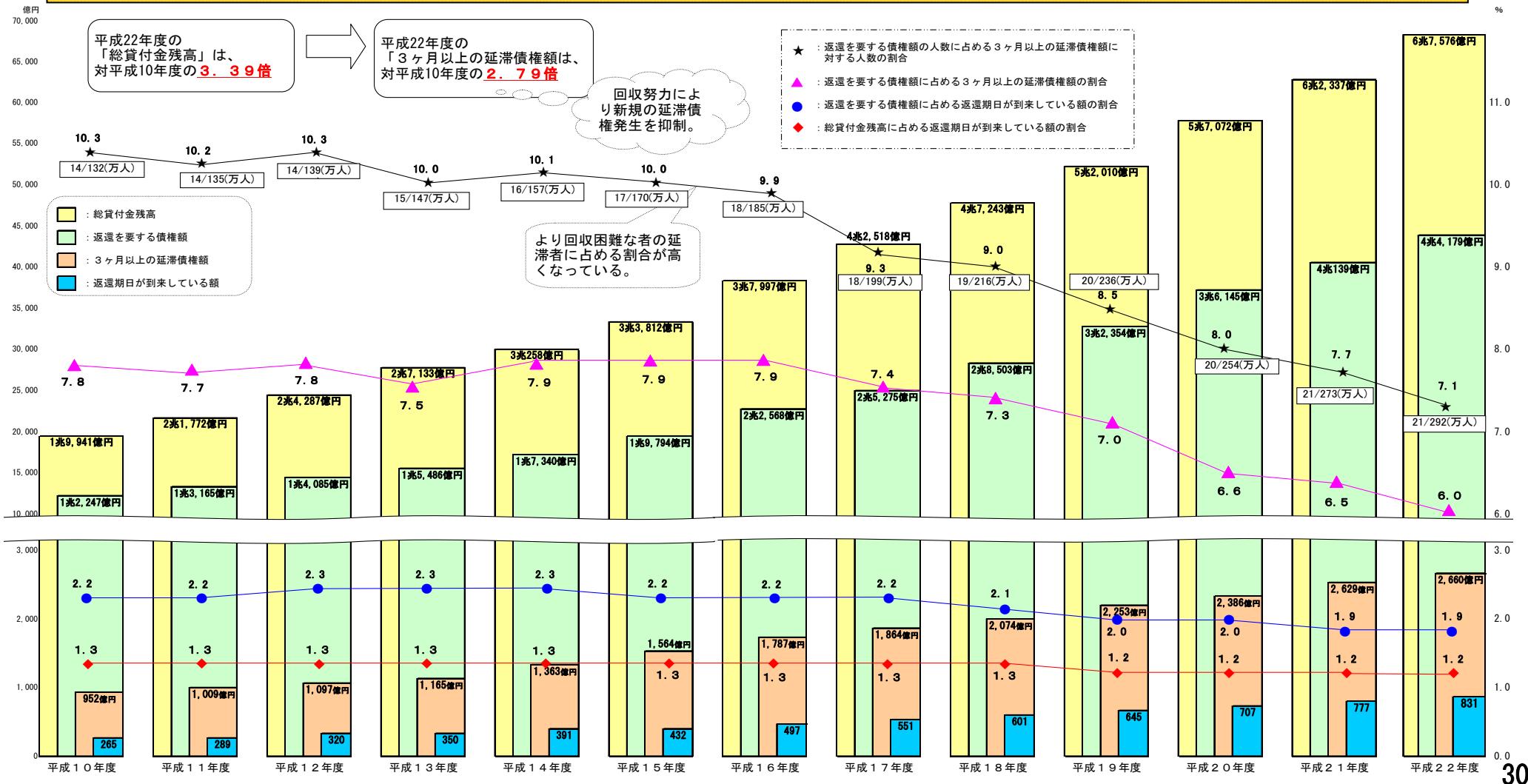
債権額と回収状況の推移(平成10年度以降)



MINISTRY OF EDUCATION,
CULTURE, SPORTS,
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

要返還債権が4,039億円増加しているにも関わらず、3月以上の延滞債権額は31億円の増加(平成21年度→平成22年度)にとどまっている(初期延滞債権に対する返還促進策が功を奏している。)

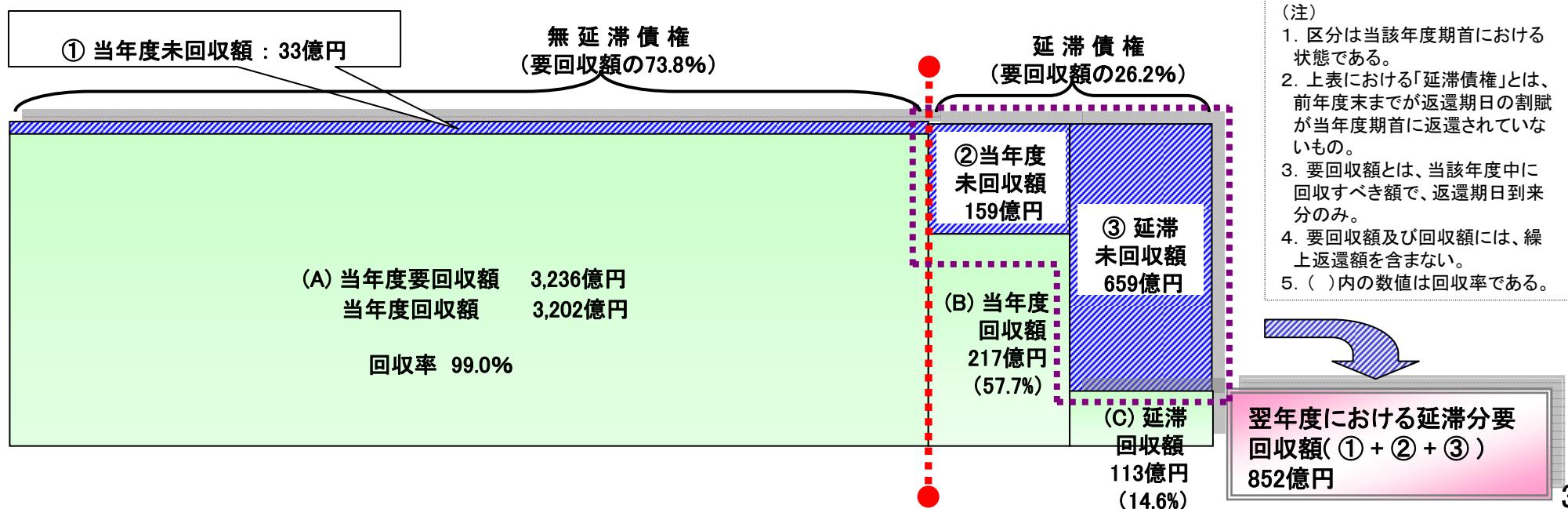
※3ヶ月以上延滞債権2,660億円のうち、返還期日が到来している分は831億円(うち、755億円は旧日本育英会の債権)。





要回収額の構成と回収状況

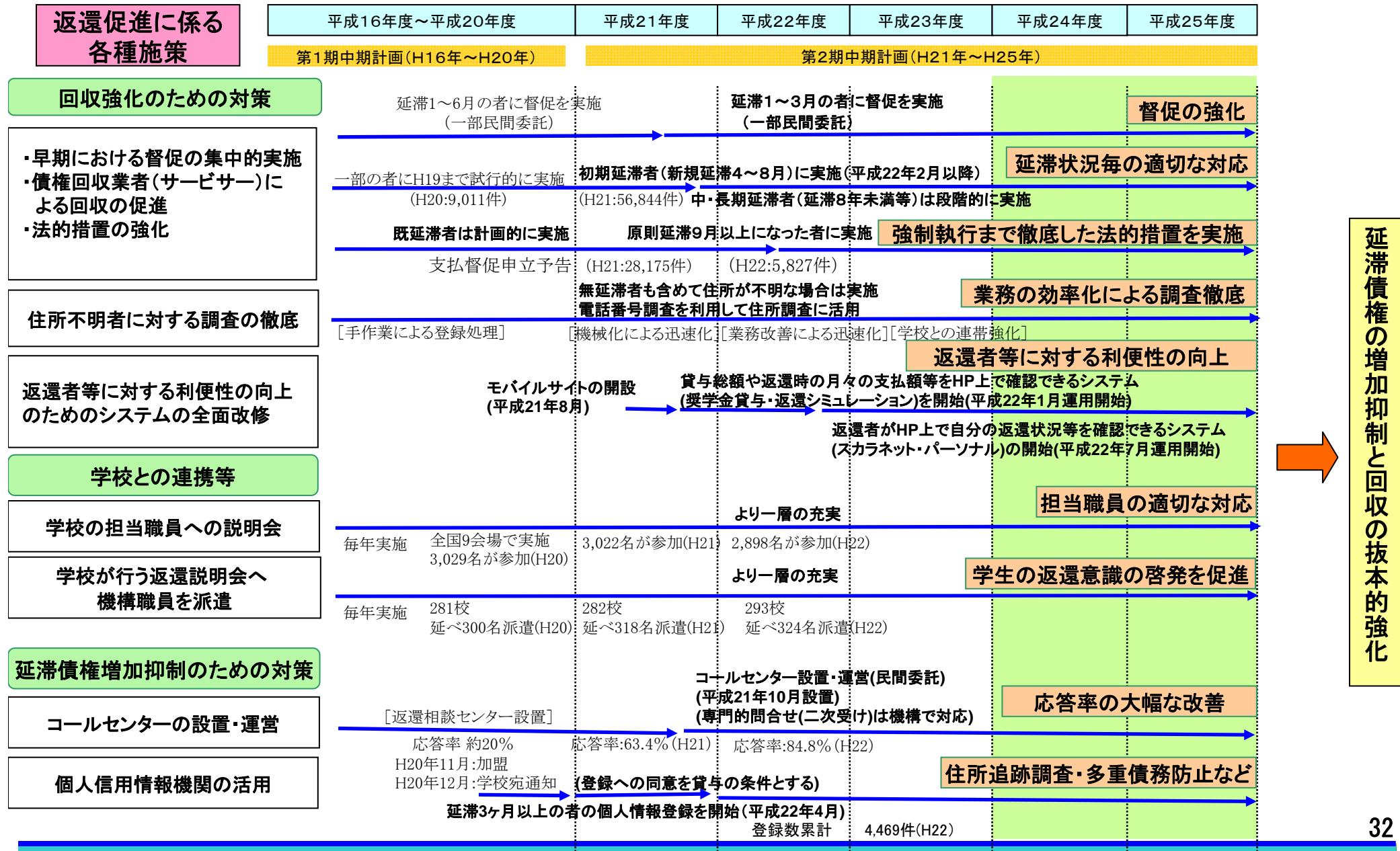
H22		要回収額(億円)	回収額(億円)	未回収額(億円)	回収率
期首無延滞者分	当年度 ①	3,236	3,202	33	99.0%
期 首 延 滞 者 分	当年度 ②	376	217	159	57.7%
	延 滞 ③	772	113	659	14.6%
	計 (②+③)	1,148	330	818	28.7%
計 (①+②+③)		4,384	3,532	852	80.6%
当年度計 (①+②)		3,611	3,419	192	94.7%



回収促進策



MINISTRY OF EDUCATION,
CULTURE, SPORTS,
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN





平成23年度返還促進策等検証委員会(JASSO)の提言と平成24年度の機構の対応等

➤ 今後の返還促進策の方向性

- ・返還ができる人には確実に返還してもらうとともに、諸事情で返還が困難な人には必要な指導を行う。
- ・返還期限の猶予制度や減額返還制度についてより一層の広報・周知を図る。
- ・引き続き学校と連携し、在学中から返還意識の涵養等の周知を図る。
また、円滑な返還について学校関係者とのコミュニケーションを図り一層の理解を得つつ、
緊密な協力関係の下実施する。 等

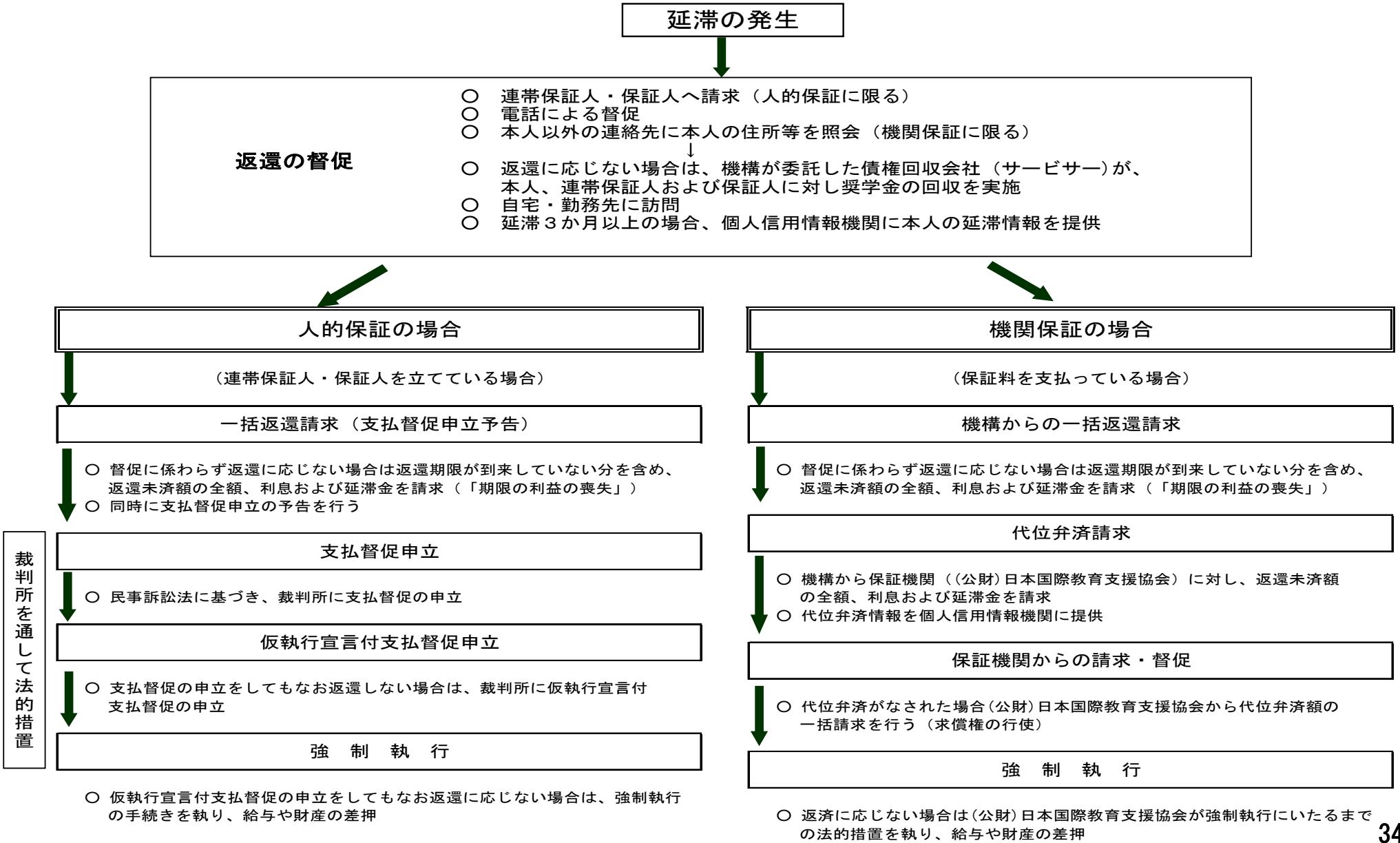
➤ 効率的な事業運営(債権正常化への誘導)

- ・厳しい財政状況であることを考慮しつつ、
 - ①延滞させないこと、
 - ②延滞しても早期に解消させること、
 - ③法的処理より回収委託、回収委託より口座振替といった回収方法の優先順位等を意識した効果的・効率的な回収方策を実施。

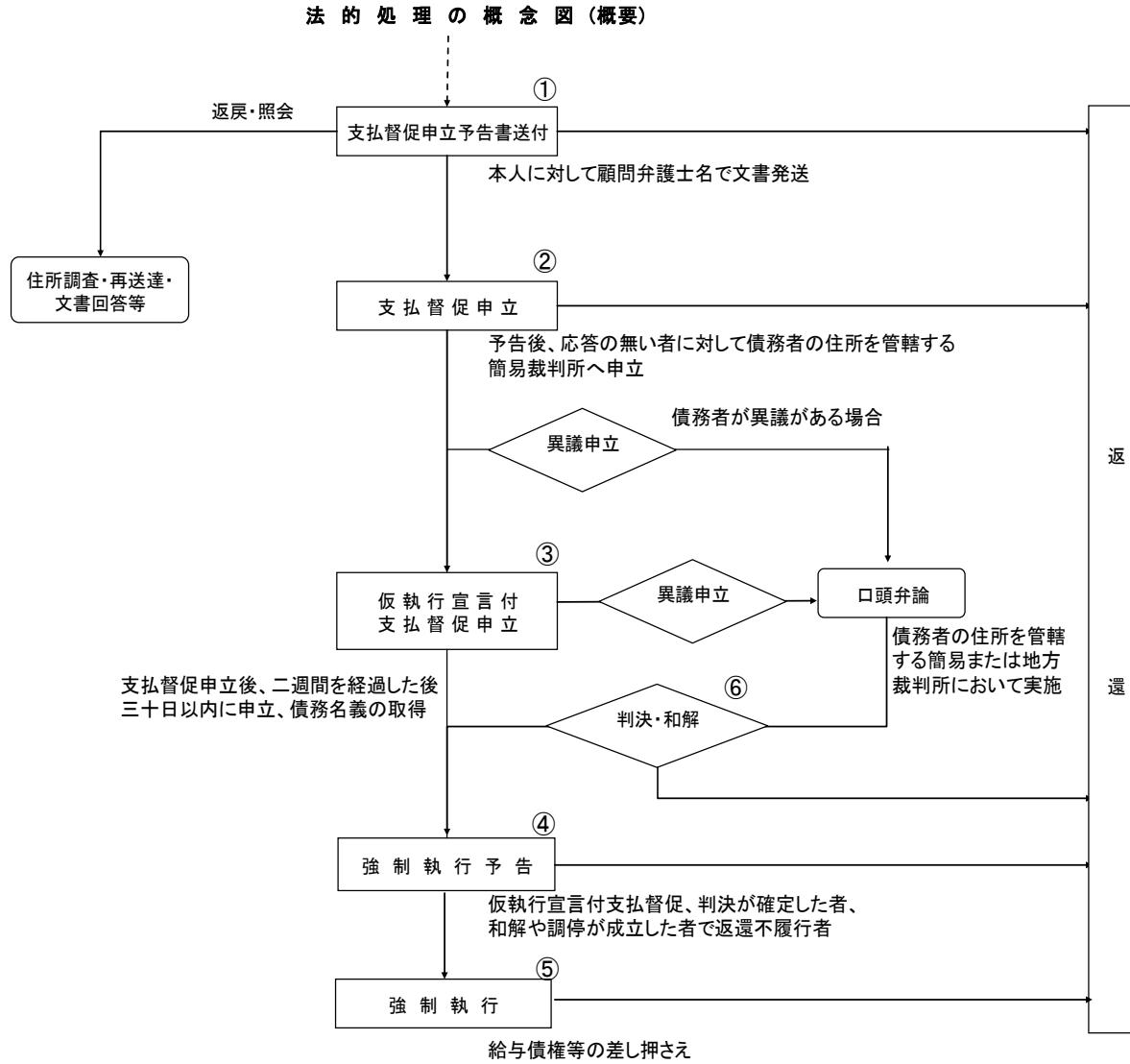
➤ 返還促進策についての提言

- ・回収委託については、継続して実施し、更に効果的な委託内容について改善を図る。
- ・入金約束までの再架電実施など架電による督促強化等の新規返還開始者などへの働きかけを行う。
- ・回収委託と法的処理を適切に組み合わせて回収の強化に努める。
- ・返還を継続している延滞者への対応としては、延滞金の負担が重いことを考慮し、延滞金の機能を損なわない範囲での見直し、あるいは返還期限猶予制度の運用の見直し等検討を行う。 等

延滞が発生した場合の流れ



法的処理の実施



○支払督促申立予告

債務者に対し、延滞が続いた場合、裁判所へ支払督促申立の手続を執る旨、警告する文書を送付する。

○支払督促申立

民事訴訟法に定める督促手続。債務者は、裁判所より支払督促の送達を受けてから14日以内に異議を申し立てることができる。

○仮執行宣言付支払督促申立

債権者は、先に申し立てた支払督促に対して債務者からの異議が出されない場合、30日以内に仮執行宣言付支払督促を申し立てることができる。

仮執行宣言が付された支払督促は確定判決と同一の効力を有するため、債務者に送達されたときには、強制執行が可能となる。

ただし、債務者は、送達を受けてから14日以内に異議を申し立てることができる。

○債務名義

強制執行が可能となる確定判決等の公文書をいう。

○強制執行申立予告

債務名義に基づき、裁判所に強制執行申立の手続きをとる旨、警告する文書を送付する。

○強制執行

債務名義に基づき、裁判所に強制執行申立の手続きをとり、債務者の所有する給与債権等の差押さえを行う。

1 返還者への働きかけ

- 返還の周知(返還説明会の実施 等)
- 住所不明となっている返還者の住所調査

出身大学等(住所提供可能な大学等574校)から住所情報の提供
機構において住所調査実施(平成23年6月、9月、12月)
調査結果は学校にも報告

(住所提供の実績)

区分		依頼数	提供を受けた学校数					計
			大学・大学院	短期大学	高等専門学校	専修学校		
第1回 (23年6月)	学校数(校)	167	45	15	1	97	158	
	人数(人)	468	195	19	1	152	367	
第2回 (23年9月)	学校数(校)	101	35	11	1	48	95	
	人数(人)	315	178	19	2	88	287	
第3回 (23年12月)	学校数(校)	61	20	3	0	34	57	
	人数(人)	123	51	4	0	48	103	

2 同窓会への協力依頼

- 同窓会を通じて、減額返還、返還期限猶予制度の周知

返還期限猶予制度・返還免除制度

■ 返還期限猶予制度

- 在学猶予：大学、大学院等に在学中は、在学届の提出によって返還を猶予される。
- 一般猶予：右表の事由に該当し返還が困難な場合は、願い出により返還を猶予される。
返還猶予の事由及び猶予の期間等は右表のとおりである。

・経済情勢の影響等により申請件数が急速に増加。

制度の現状

【参考】返還期限猶予の申請受付及び承認件数

平成21年度：《申請受付》89,898件、《承認》46,699件
平成22年度：《申請受付》101,800件、《承認》61,468件
平成23年度：《申請受付》65,867件、《承認》41,235件

猶予の事由	猶予の期間
災害	その事由が続いている期間中、1年ごとに願い出る。
傷病	
生活保護	
入学準備	その事由が続いている期間中、1年毎に願い出る。通算して5年が限度。
失業・低所得等(年収300万円以下)	

【参考】返還期限猶予の承認事由(平成22年度)

●生活困窮：87.3% ●病気中：9.1% ●生活保護：2.3% など

■ 減額返還制度の導入(平成23年1月)

- 経済的理由により返還困難となっている者のうち、当初の割賦金額を減額すれば返還可能となる者について、一定の要件(収入金額300万円以下など)を満たすことで、一定期間、割賦金額を減額し(1/2)、返還期間の延長することにより、返還者の負担軽減とともに、返還金の回収促進と延滞の抑制を図る。(平成24年3月末日までに5,987人を承認)

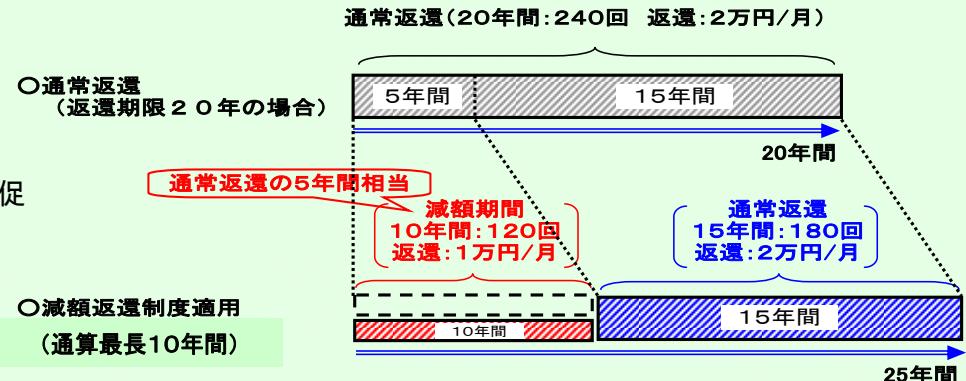
■ 返還免除制度

○死亡・心身障害免除

- ・奨学生が死亡又は心身の障害により、返還不能になったときは返還未済額の全部又は一部を願い出によって免除する。(無利子・有利子の全奨学生対象)
(平成20年度免除実績：1,264件(17億円)、平成21年度免除実績：1,289件(19億円)、平成22年度免除実績：953件(15億円))

○特に優れた業績による返還免除 (平成16年4月以降の採用者より適用)

- ・大学院において無利子貸与を受けた学生で、在学中に特に優れた業績を挙げた者として機構が認定したものには、貸与期間終了時において、全部又は一部の返還を免除する。
(平成20年度免除実績：8,565件(139億円)、平成21年度免除実績：9,579件(152億円)、平成22年度免除実績：8,805件(137億円))



IV. これまでの取組

検証の視点

- JASSOの奨学金事業は、経済的困窮状況にある学生に対し、「無担保」、「無審査(与信無)」で長期間にわたって奨学金を貸与する教育政策の観点から行われている事業であり、原資には、卒業した奨学生からの返還金や国の資金が充てられている。
- 政府の「新成長戦略」等を踏まえた奨学金の拡充等に国民から理解と信頼を得るために、奨学金事業運営の課題や対応状況を「見える化」し、国民の理解が得られるよう改善することが必要。
- このため、第三者の立場から、国及びJASSOの奨学金事業運営の課題や対応状況を検証し、改善すべき点や、今後の奨学金業務の実施体制の在り方について提言を行う。

JASSOの奨学金業務改善のための抜本的改革

- 6つの重点課題について、JASSOが取り組むべき改善策について提言。
- 文部科学省など国では、JASSOの体制整備に係る財源確保や、JASSOによる業務改善の実施結果等を把握・評価し、必要な改善指導や環境整備等を行うことが必要。

1. 6つの重点的課題と対応策

(課題1)運営会議、役員会の実質化によるPDCAサイクルの強化

- 運営会議や理事懇談会等による適切な業務目標の設定と業務管理
- 現場からの課題提起に対応する恒常的な検討の場の設置

(課題2)課題や指摘を経営に取り込み、計画的・戦略的に組織改善

- 奨学事業全体を把握し戦略的に統括する部門の充実
- 業務を効率的に実施できるよう業務を集約化
- 文部科学省とJASSOの役割分担の明確化と一層の連携強化

(課題3)円滑な業務実施に向けた適正な人材・育成・配置

- 管理部門から事業部門への人員の再配置など組織全体を見渡しての人員の再配置
- 本部と支部の役割分担の明確化と連携の強化を行うとともに、支部体制を強化
- 委託業務範囲の見直しとともに、業務の内容や量に応じて人員を再配置
- 専門職人材確保のための職員育成の取組の充実(昇任選考のあり方の見直し、研修の充実など)

1. 6つの重点的課題と対応策(続き)

(課題4) 業務改善に向けた組織内情報の一層の共有化

- 職員への情報提供体制の充実(週1回の係打合せの実施など)

(課題5) 奨学金業務の各プロセスにおける業務の迅速化等工夫改善

- 業務迅速化に必要な体制や基準の整備、手続きの簡素化等

(申請書類の精選、民間回収業者選定方法の工夫、機関保証に関する保証機関との細部基準の確定、制度の定期的検証)

(課題6) 大学等との連携の一層の強化、奨学生に対する説明・広報の充実

2. 持続可能な奨学金業務の実施体制の構築

- 今後10年間で更に見込まれる業務量の増加に対応するためには、組織体制の更なる充実や、持続可能な債権管理の在り方を検討することが必要。

(1) 奨学金業務システム(イクシス)の最適化

- 奨学生や返還者の増加に備えたシステム等の抜本的な見直し

(2) 業務の民間委託の一層の促進

- 更なる外部委託化など、必要な予算要求を含めた業務体制の充実

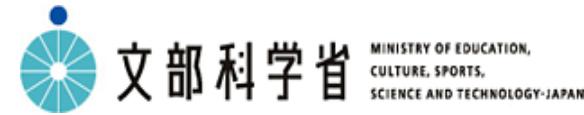
(3) 新たな債権償却基準の設定

- 8年以上の債権など長期債権については、日本学生支援機構で定める債権の償却基準における新たな要件を検討

今後の奨学金業務の課題の進捗管理(モニタリング)体制の在り方

- JASSO内部におけるPDCAサイクルの強化
- JASSOの監査部門におけるチェック機能の強化
- 文部科学省独立行政法人評価委員会JASSO部会における進捗管理

(独)日本学生支援機構 奨学金業務運営改善・充実に向けた取組に係るアクションプラン



アクションプランとは

- (独)日本学生支援機構における奨学金業務運営改善・充実を図るために、文部科学省に設置した有識者会議において提言された、機関が取り組むべき重点的課題と対応策を実行するために、機関において策定した計画。
- 進捗状況等については、文部科学省独立行政法人評価委員会高等教育分科会日本学生支援機構部会において確認。
- アクションプランのうち、返還金の回収促進に向けた取組は以下のとおり。

【業務の民間委託の一層の促進】

検証報告書の指摘事項(目標):初期延滞債権への対応

スケジュール				担当部署〔 〕内は関係部署	達成のための取組等	【達成(対応)状況】
22年8月まで	22年9月～12月	23年1月～3月	23年4月以降			
実施			継続実施	奨学金事業部(返還促進課) 〔奨学事業本部(奨学事業戦略室)〕	◆延滞の解消を図るためにには、初期延滞の段階で集中的に督促を行うことが極めて重要であることから、督促架電、債権回収業務の全面的な民間委託を実施。 ◆これにより、延滞1年未満の延滞債権及び全体の回収率は向上。	対応済 (今後も継続して実施)
一部措置済	準備		実施	奨学金事業部(返還促進課) 〔奨学事業本部(奨学事業戦略室)〕	・効果的委託方法の検討、予算要求 ・措置後実施	

検証報告書の指摘事項(目標):中長期延滞債権の回収強化

スケジュール				担当部署〔 〕内は関係部署	達成のための取組等	【達成(対応)状況】
22年8月まで	22年9月～12月	23年1月～3月	23年4月以降			
一部措置済	準備		実施	奨学金事業部(返還促進課) 債権管理部(法務課) 〔奨学事業本部(奨学事業戦略室)〕	◆中長期延滞債権については、より効果的に回収できるよう、回収委託の対象について検討し、延滞年数別に分け、対象を絞ったうえで業者委託を効果的に実施。 ◆これにより、1年以上8年未満の延滞債権の延滞抑制を図り、全体の回収率は向上。	対応済 (今後も継続して実施)

検証報告書の指摘事項(目標):法的処理の円滑な実施等(財政融資資金実地監査(H20.5.21、財務省理財局))

スケジュール				担当部署〔 〕内は関係部署	達成のための取組等	【達成(対応)状況】
22年8月まで	22年9月～12月	23年1月～3月	23年4月以降			
一部措置済	準備		実施	債権管理部(法務課) 〔奨学事業本部(奨学事業戦略室)〕	◆平成22年度には「延滞債権に係る法的処理の方針について」及び「平成22年度法的処理実施計画」を、平成23年度には、「平成23年度法的処理実施計画」を策定し、一部手続きの外部委託を実施。 ◆法的処理の執行体制の構築や処理方針の策定を踏まえ、法務課の支部に対する指揮命令系統を明確化した組織改編を、平成22年8月に実施し、法的処理の円滑な実施に向け体制を改善。	対応済 (今後も継続して実施)

奨学金貸与事業の課題進捗管理の在り方

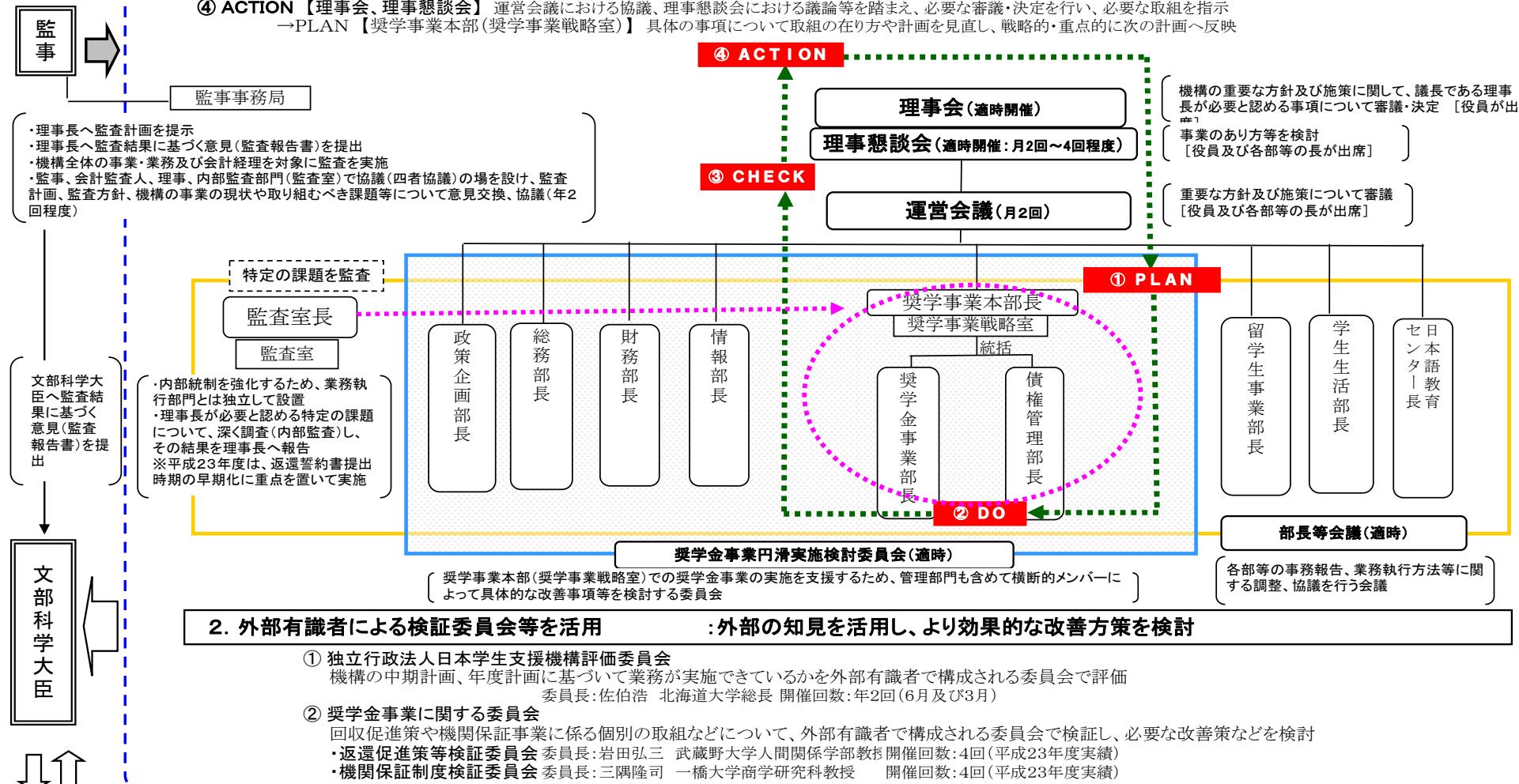


MINISTRY OF EDUCATION,
CULTURE, SPORTS,
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

1. 内部の枠組みによるもの

:PlanningとCheckの機能を強化し、PDCAサイクルの円滑化を図る

- ① PLAN 【奨学事業本部(奨学事業戦略室)】 奨学金事業全般を統括し、各事項の取組方針を検討、計画策定
- ② DO 【奨学事業部・債権管理部】 奨学金事業本部(奨学事業戦略室)で策定した計画に基づき、各事項に対する取組を実施
- ③ CHECK 【理事会・運営会議・理事懇談会】 奨学金事業の取組に関する進捗状況の報告に基づき、運営会議で協議するとともに、理事懇談会においても議論しつつ、必要に応じて理事会
- ④ ACTION 【理事会・理事懇談会】 運営会議における協議、理事懇談会における議論等を踏まえ、必要な審議・決定を行い、必要な取組を指示
→PLAN 【奨学事業本部(奨学事業戦略室)】 具体の事項について取組の在り方や計画を見直し、戦略的・重点的に次の計画へ反映

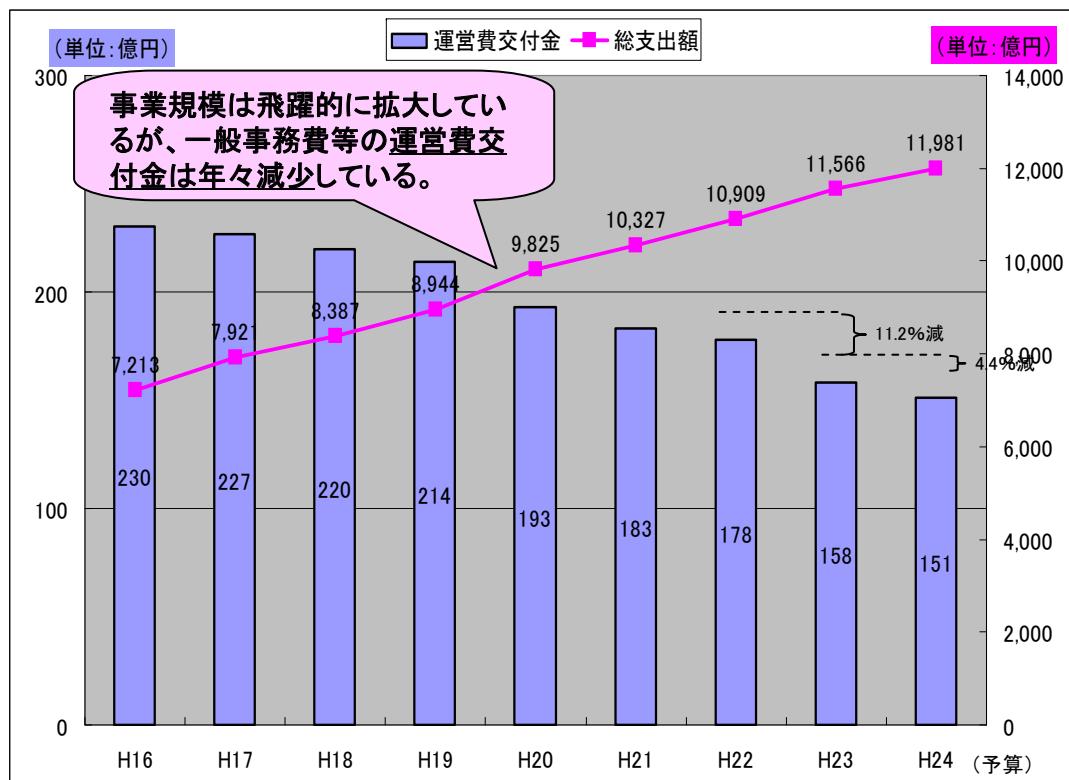


文部科学省 独立行政法人評価委員会 日本学生支援機構部会(年3回)
課題の進捗状況について、毎年度の実績評価の際に報告を受け、評価に活用

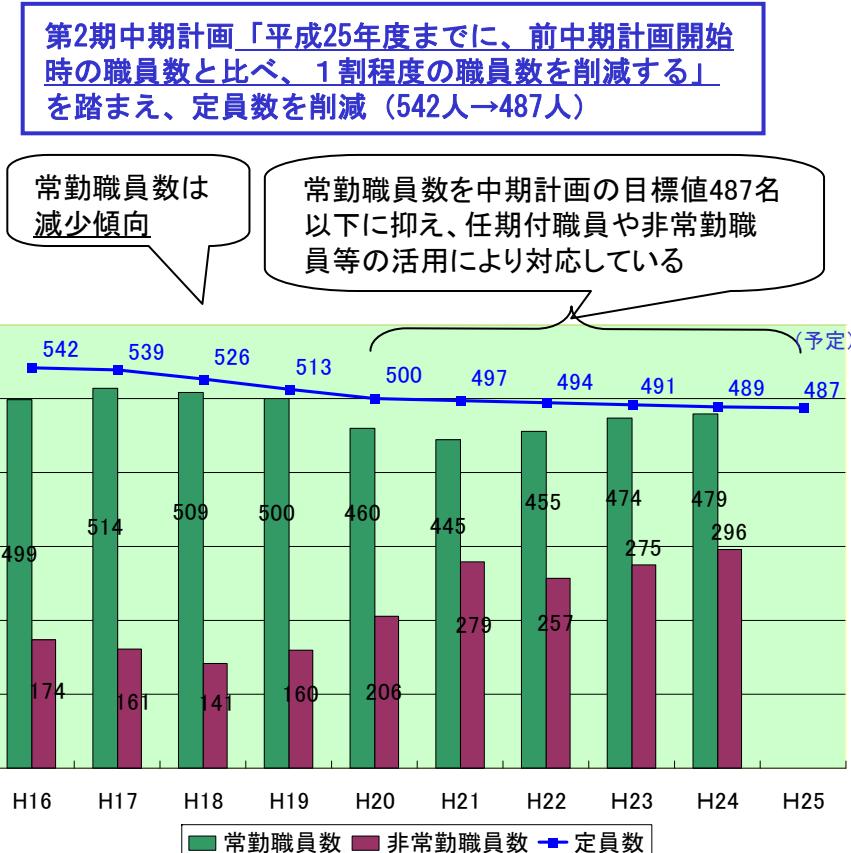
(独)日本学生支援機構の予算と人員数

- 奨学金貸与事業等の拡大に伴い、事業規模が拡大しているが、運営費交付金(一般管理費、留学生・学生支援等の事業費等)は毎年減少
- さらに効率的な運営を図るため第2期中期目標に従い職員数を削減

【運営費交付金等の推移(平成16~24年度)】



【常勤職員数等の推移(平成16~24年度)】



※時点は各年度4月1日



○ 奨学金事業の組織体制

- ・独立行政法人制度下、機構の組織・体制の強化に制約がある中で近年、事業規模が増加している状況にある。

	16年度（独法化）	23年度	対 比
貸付規模	6, 820億円	1兆781億円	1. 6倍
残高（前年度末）	3兆3, 812億円	6兆7, 576億円	2. 0倍
役職員数	549人	498人	△9%

このような厳しい組織・体制のもとで、延滞債権が増加しているため、機構においては、平成21年度より外部委託による債権回収を本格的に実施している。

○ 外部委託の費用対効果

- ・延滞債権の回収にかかる外部委託の実施状況（※回収コストは回収金1000円当たりのコスト）

		21年度	22年度	23年度
新規延滞者 (延滞4~8月)	委託手数料	4百万円	104百万円	137百万円
	回収金額	77百万円	1,677百万円	1,933百万円
	回収コスト	52円	62円	71円
既延滞者	委託手数料	218百万円	201百万円	204百万円
	回収金額	2,023百万円	1,888百万円	2,041百万円
	回収コスト	108円	106円	100円

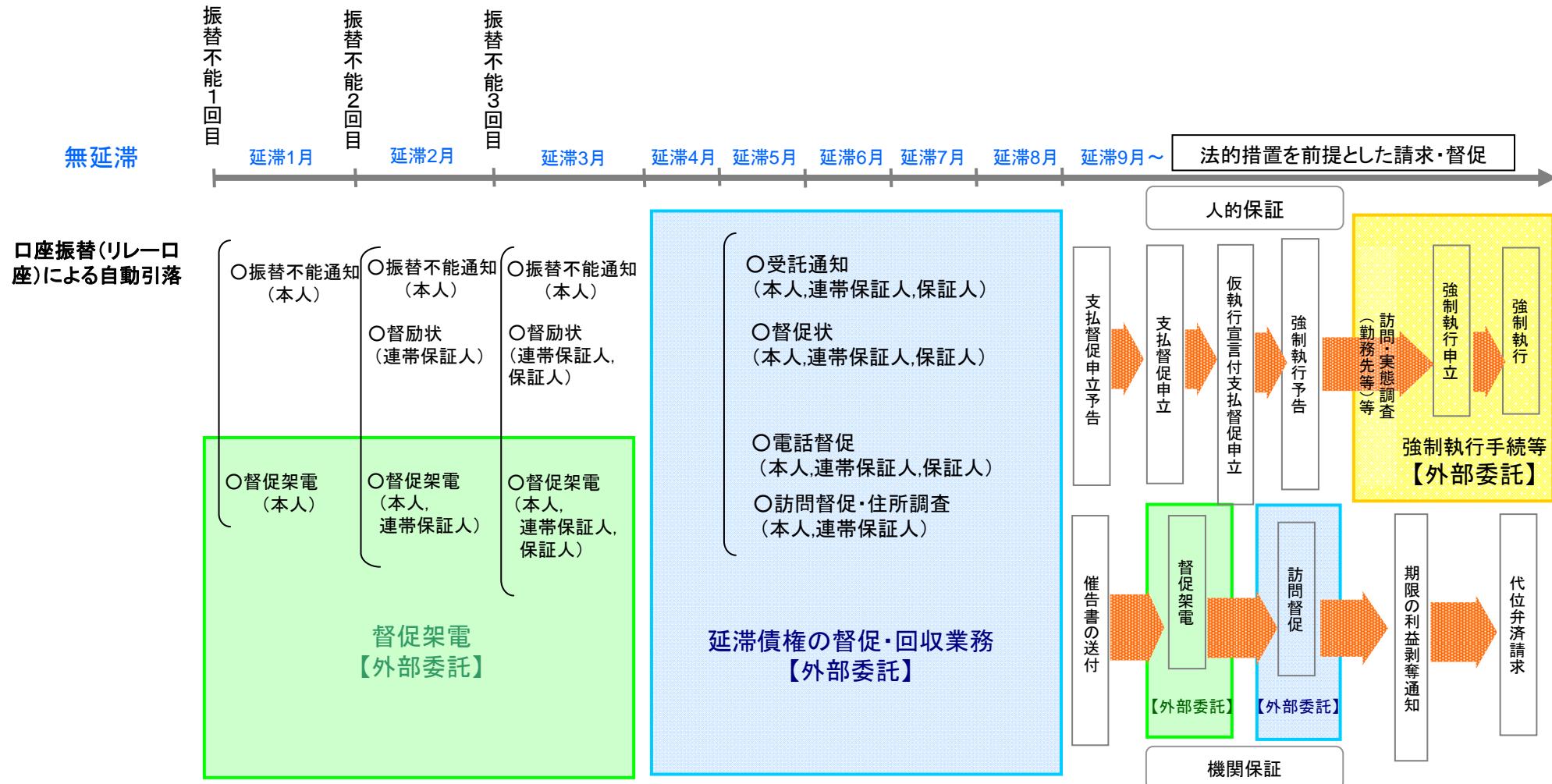
(注1) 上記金額は有利子及び無利子奨学金の合計額である。

(注2) 21年度の新規延滞者分にかかる外部委託は、10月以降の新規返還者で年度内に延滞が4月以上発生している債権が対象。

(独) 日本学生支援機構における回収施策と外部委託の状況



MINISTRY OF EDUCATION,
CULTURE, SPORTS,
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN



※委託先は債権回収会社(サービスサー)

1. 奨学金の延滞者に関する属性調査(毎年)

奨学金の延滞者の属性を把握し、今後の奨学金回収方策に役立てることを目的とする。

本人の年収		延滞6ヶ月以上の者	
区分	人数	割合(%)	
0円	770	20.0	
1円~100万円未満	958	24.9	
100~200万円未満	1,019	26.5	
200~300万円未満	689	17.9	
300~400万円未満	280	7.3	
400万円以上	136	3.5	
計	3,832	100.0	

(平成22年度調査結果より一部抜粋)

本人の職業		延滞6ヶ月以上の者	
区分	人数	割合(%)	
正社員・正職員	1,073	27.4	
派遣・臨時職員	521	13.3	
アルバイト・パート等	980	25.1	
自営業・経営者	148	3.8	
休職中(病気療養中を含む)	173	4.4	
失業中・無職	653	16.7	
専業主婦(夫)	240	6.1	
在学中(留学を含む)	48	1.2	
その他	73	1.9	
計	3,909	100.0	

2. 奨学事業に関する実態調査(3年毎)

学校、地方公共団体及び個人等が行う奨学金の規模、事業内容等について実態を把握し、我が国の奨学事業の発展に資することを目的とする。

3. 米国における奨学制度に関する調査(平成20年度実施)

米国の奨学制度の動向について、授業料の高騰等を背景とする奨学金制度の改善や、奨学金貸付市場の影響による制度改革等の動向、これらの連邦政府の制度改革等を受けた大学等の具体的な取組を把握し、今後の高等教育財政の施策の検討に資することを目的に調査を行った。

4. 学生生活調査(2年毎)

学生の標準的な学生生活状況を把握し、学生生活支援事業の改善を図るための基礎資料を得ることを目的とする。

※調査の集計結果は、政府における教育政策の実施にかかる資料として分析するほか、新聞、進学雑誌等で掲載され、大学進学を目指す方に、大学で必要な費用の目安として参考になっている。

奨学金貸与の充実

○「緊急採用奨学金」(無利子)を拡充(平成23年度予算)

災害等により家計が急変し学資の支弁が困難となった学生等からの申込みを隨時受け付けて奨学金を貸与。

(当初予算：23億円 + 補正予算（第1号）：35億円)

○「無利子奨学金」を拡充(平成24年度予算(復旧・復興枠))

東日本大震災の被災世帯の学生等を優先的に採用。（当初予算：50億円（6,500人））



返還・回収における柔軟な対応

○減額返還制度の新設（平成23年1月新設）

一定期間（最長10年間）、割賦金額の半額での返還を認め、返還者の負担を軽減。（返還金の回収促進と延滞を抑制）

○延滞状態にある者に対する返還期限猶予の承認（平成23年4月）

延滞を解消しない限り承認不可 → 災害に起因する理由の場合には承認可能

○返還期限猶予承認の手続きの簡素化・明確化

災害に起因する理由の場合は、毎年度の申請に基づき、事由が続く限り返還期限の猶予が可能。

〔 每年度の申請に当たり、罹災証明書の提出が必要 → 激甚災害の場合は、罹災証明書は初回申請時に提出し、2年目以降は
経済困難な状況を証明する書類（所得証明書等）により、罹災状況が
継続していることを確認し、猶予を継続 〕

○私的整理ガイドラインへの対応（平成23年8月～）

「個人債務者の私的整理に関するガイドライン」（以下「ガイドライン」）が策定され、平成23年8月22日から、このガイドラインに基づく私的整理が適用開始となったことを受け、奨学金の返還に係る債務がガイドラインによる債務整理の対象となり得ることから、その旨をJASSOのホームページにて周知。返還者からの相談に対応。

V. 今後の課題



○ 経緯

- 「社会保障・税一体改革素案」(平成24年1月 政府・与党社会保障改革本部決定)において、社会保障・税番号制度(以下「番号制度」)の導入については「社会保障給付や負担の公平性、明確性を確保するためのインフラとして、社会保障・税番号の早期導入を図っていかなければならない」とされており、今通常国会へ「行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下、「マイナンバー法」。)」が提出されたところ(本制度の利用開始は平成27年1月以降)。
- (独)日本学生支援機構が実施する奨学金貸与事業は、同番号制度で扱うこととしている社会保障分野とは厳密にいえないものの、低所得者に対する支援という観点から社会保障に類する事務として、マイナンバー法において機構の奨学金貸与事務が規定されている。

○ 奨学金の業務と番号制度導入後に期待される効果

【奨学金の業務】

- 奨学金の貸与関係事務において、学生等本人(連帯保証人、保証人含む)の住所関係情報、所得関係情報等を把握するため、在学する学校等を通じて学生等本人が、戸籍抄本や所得証明書等の各種証明書を提出することとなっている。

【期待される効果】

- 番号制度を奨学金関係事務に導入することで、学生等本人の各種証明書の取得に係る負担及び機構・学校の書類確認に係る事務負担が減少とともに、延滞者等の住所情報を速やかに把握できることにより、機構の住所照会等に係る事務負担が大幅に減少。
- 「所得連動返済型の無利子奨学金制度」の導入により、返還猶予申請件数の増加が予想されるが、所得捕捉に係る事務負担が減少。

※ マイナンバー法は施行5年後(平成31年以降)に見直しを図ることとしており、民間企業等も含めた利用範囲の再検討も行われる予定。

※ 返還者等の所得の捕捉が可能となることで、イギリス、オーストラリア等で導入されている所得連動型奨学金制度の導入も検討可能。

○ 今後の課題等

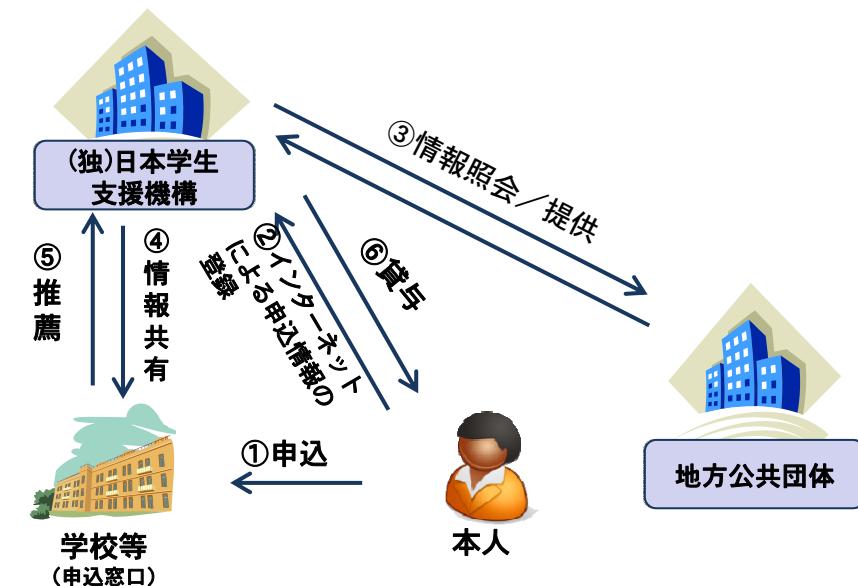
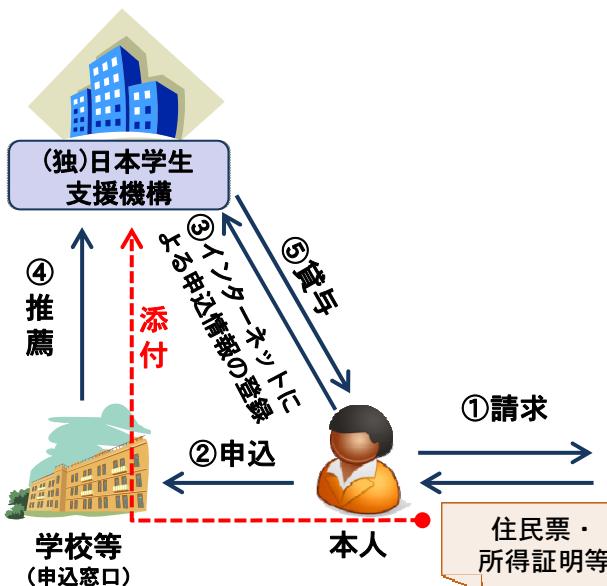
- 内閣府・総務省令の整備(番号制度で扱う情報、事務の詳細な規定) → マイナンバー法成立後、各府省協議を経て整備予定
- 本格的な所得連動型奨学金制度の導入検討
- 機構と学校との間の事務の整理(個人番号を含む情報の管理・運営方法等)
- 機構の奨学金業務システムの整備

現 状

奨学金の貸与申込に当たっては申込者本人に住所、家族構成、本人の家計支持者の収入に関する証明書等を学校等を通じて添付書類として提出させ、機構及び学校等において書類の確認を行っている。

今 後

番号制度導入後は、機構と地方公共団体の間で住所、家族構成、家計支持者の収入に関する情報について情報照会／提供を行うことで、申込者本人の各種証明書の取得、添付の負担及び機構、学校等の書類確認に係る事務負担が軽減するとともに、収入、家族構成等の正確な把握が期待できる。



■ 奨学金貸与事業に関する事項

(1)回収促進策の一層の充実

- 金融的手法に着目した回収促進策の一層の充実
- 延滞者等の置かれている状況を調査・分析するなど調査・分析機能の充実

(2)新たなニーズ・制度等への対応

- 大学等が実施する授業料減免など他の経済的支援の動向も踏まえた効果的な奨学金貸与事業の在り方(安心して進学ができるよう学生の予見性を高める支援の方策等)
- 「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」(マイナンバー法)による「社会保障・税番号制度」の導入(制度を通じて得られた情報の適切な管理を含む)

(3)大学等との連携

- 大学等との連携(役割分担)の在り方
- 適格認定の在り方(教育的指導の充実という観点から、成績低迷者等へ奨学生としての適格性の判断を、より厳格に行うなど適格認定実施方法についての検討)

■ 上記を踏まえた組織の在り方に関する検討課題

- 類似する他業種・機関との役割の明確化(他主体への一部業務移管の可能性の存否)
- 奨学金貸与事業を安定的かつ持続可能なものとする組織の在り方(多数の小口債権と個人情報を長期間管理する法人としてのガバナンスの強化・効率化を図るなど組織の在り方の検討)